

平成30年3月

委員協議会議事録

松本市農業委員会

平成30年3月 松本市農業委員会 委員協議会 議事録

1 日 時 平成30年3月27日(火)午後1時26分から午後2時47分

2 場 所 議員協議会室(東庁舎3階)

3 出席委員 45人

1番	柿澤 潔	2番	丸山 敏郎
3番	森田 大樹	4番	北川 和宏
5番	百瀬 芳彦	6番	岡村 時則
7番	上條 陽一	8番	上條信太郎
9番	河野 徹	11番	三村 和弘
12番	太田 辰男	13番	中島 孝子
14番	荒井 和久	15番	細田 範良
16番	波田野裕男	17番	赤羽 隆男
18番	竹島 敏博	20番	上條萬壽登
21番	小林 弘也	22番	塩原 忠
23番	古沢 明子	24番	上内 佳朋
25番	柳澤 元吉	26番	波多腰哲郎
27番	田中 悦郎	28番	伊藤 修平
29番	橋本 実嗣	30番	小沢 和子
31番	竹内 益貴	32番	窪田 英明
33番	上條英一郎	35番	伊藤 素章
36番	忠地 義光	37番	百瀬 文彦
38番	小松 誠一	39番	菅野 訓芳
40番	百瀬 貞雄	41番	前田 隆之
42番	青木 秀夫	43番	萩原 良治
44番	波場 秀樹	45番	百瀬 秀一
46番	金子 文彦	48番	上條 信
49番	赤羽 米子		

4 欠席委員 3人

19番	丸山 寛実	34番	百瀬 道雄
47番	三村 晴夫		

5 協議事項

(1) 平成30年度松本市農業委員会業務計画について

6 報告事項

(1) 平成30年度松本市一般会計予算(農林部関係について)

(2) 平成30年度松本市一般会計予算(農業委員会関係について)

(3) 平成29年度第4回農業経営改善計画の審査結果について

(4) 青年等就農計画認定事務の変更について

(5) 平成29年度違反転用への適正な対応に係る実施報告について

- (6) 平成29年度農業者年金の加入推進結果について
- (7) 「農業委員会だより」全国コンクールにおける入賞について
- (8) 3月農業振興部会における懇談予定について
- (9) 2月定例部会報告
- (10) 主要会務報告

7 その他

8	出席職員	農業委員会事務局	局長	窪田	京子
		〃	局長補佐	板花	賢治
		〃	局長補佐	小西	えみ
		〃	担当係長	齋藤	信幸
		農政課	課長	中村	尚文
		〃	主任	大塚	留誠
		〃	主事	岩垂	宏直
		耕地林務課	課長	矢島	頼義
		西部農林課	課長	石川	善啓
		松本農業改良普及センター	課長補佐	西嶋	秀雄

9 会長あいさつ 小林会長

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第21条第3項により成立

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 16番 波田野裕男 委員
- 17番 赤羽 隆男 委員
- 〔書記〕板花局長補佐、小西局長補佐

13 会議の概要

議長

本日の議案ですが、農地部会に16件、農業振興部会に1件の議案がそれぞれ提出をされております。このうち議案第190号から192号の「農用地利用集積計画の決定の件」並びに第193号の「農用地利用配分計画案の承認の件」につきましては、農業振興部会にそれぞれ事前の内容審査を付託をいたします。農業振興部会では内容審査を行い、意見集約の上、農地部会に報告をしてください。

次第に従いますと、協議事項1から進めるところであります。本日はお忙しい中を農林部の3人の課長の方が同席をいただいております。そこで、順番を変更いたしまして、報告事項1、平成30年度松本市一般会計予算（農林部関係）について、先に進めます。その次に報告事項3、平成29年度第4回の農業経営改善計画の審査結果について、報告事項4の青年等

就農計画の変更についてと、農政課関係を先に進めてまいります。

それでは、報告事項1について、3課の課長に資料に従って順番に説明をお願いいたします。

初めに、中村農政課長、お願いします。

中村（農政課） それでは、農政課の中村ですが、すみません、説明は着座のままで失礼をいたします。

報告事項1、平成30年度松本市一般会計予算についてということで資料を置いてありまして、こちらのほう、農林部平成30年度当初予算のポイントということでお示しをしております。

これ、議会のほうに出しました予算説明書になりますが、予算額ですが、30年度当初予算19億443万円ということで、昨年度に比べまして8,855万円の増ということになっています。これ、人件費を除いた部分でございます。

その中で、主な取り組み等につきましてご説明を申し上げたいと思いますが、3の第10次基本計画に掲げた「5つの重点目標」の主な取り組みということですが、これ、菅谷市長が4期目で、「健康寿命延伸都市・松本」の創造という中で、最後の総仕上げとしまして、生きがいの仕組みづくりというものに取り組んでおります。そのために掲げた5つの重点目標ということですがけれども、農林部が関係するのが、経済の好循環の創出という取り組みの中で農林部は位置づけられております。

その中で、農政課分についてですが、ナンバー1の部分です。農業者育成事業費〔未来を担う農業経営者支援事業〕ということで、平成30年度は、真ん中になりますけれども、2,540万円ということで、前年に比べまして1,000万円の増となっております。これは、昨年度、29年度まで、それまでの担い手支援事業をリニューアルして、主に中山間地と、それから女性に焦点を当てて新たにつくった制度でございますが、一応農政課分として1,580万円、それから西部農林課分として960万円と。これ、平成29年の実績に基づいて予算措置をされたものでございます。

続きまして、右側のほうですが、4の主要事業という中に農政課の事業を2つのせてあります。

ナンバー4のほう、農畜産物マーケティング推進事業費〔ブランド化推進事業〕ということでございますが、平成30年度は682万円で、前年比255万円の増となっています。

事業内容のほうをごらんいただきたいんですが、松本の農畜産物の差別化・付加価値化を進めるため、各種手法による産地ブランド化を推進・支援するものということで、これまでいわゆる機能性表示の関係で進めてまいりましたけれども、一応昨年11月に松本一本ねぎについて、栄養機能表示という1つの形で、一本ねぎにそういうシールを張りながら販売をしているところでございますが、その栄養機能表示の可能性がある野菜、10品目ほどありますけれども、これについて改めて調査をし、可能性があればというか、結果によって栄養機能表示をしていくと。そういった中

で、その表示をした野菜のレポーターを生かしてやっていくことで、319万円ほどかけて10品目について成分分析を行っていきます。

それから、その下の黒ポツ、松本一本ねぎのGI取得調整・支援ということで、松本一本ねぎも大分南信、北信等導入で、売られている部分がありますし、本来ですと、手法によって曲がったネギが本来の松本一本ねぎなんですけど、真っ直ぐなネギも松本一本ねぎということで売られているという、ここを何とかして守っていかねばならないという中で、GI取得にチャレンジはしていきますけれども、この関係で、改めてそのGI取得用の70万円ほど、それから民間の農業者のほうに申請の関係の手続を委託するというので100万円、合計170万円ほど予算をかけております。

その下の黒ポツ、産地プロモーションということで、伝統野菜等のパンフ、それからポスターの作成ということで、西部農林課の部分も含めまして、かなり伝統野菜というものが松本市にありますけれども、それを一覧化したパンフレットの作成、それからかねてから議会の中でもよくご質問いただいておりますけれども、なかなかホテルあるいはレストランに張れるようなポスターがないということの中で、そういったデザイン性のあるポスターを作成するというので、全部で1万部ほど予定しておりますが、78万円かけてそういったパンフレット、ポスターのほうを作成してまいりたいというふうに考えております。

次に、5番目、6次産業化支援事業費ということで、今年度170万円、前年度とほぼ同額でございますけれども、事業内容のほうは、農産物の6次産業化による高付加価値化を実現するため、インパクトのある商品開発を促す仕組みづくりを行うものということで、これまでもこれは行ってきた事業ですが、なかなかインパクトのある商品がなくて、そういう中で、多少売り上げが落ちているということで、主な改正点にもありますけれども、松本ものづくり産業支援センター等との連携強化、これ、これまで工業支援センターという名前でしたけれども、この4月から名前が改称されて、ものづくり産業支援センターということで、工業支援センターの時代も、割と製品の部品ですとか、そういった部分に力を入れていたんですけども、これからはものづくりという中で、こういう食品加工についても力を入れていくという中で、ここでお互いに、言葉としては農商工連携という言葉が前からありますけれども、そこに力を入れながら、こういった商工業者のそういった考えも含めながら、6次産業化を進めていきたいという考えでございます。

また、次に審査会方式による採択方式の導入ということで、先ほどの、なかなか6次産業化も、インパクトのある商品ができないという中で、これまで早い者順で受け付けておりましたけれども、きちん一定の線を踏みながら、審査会というものを立ち上げて、その中でご意見をいただきながら、よりいい商品開発につながるようにということで設定しております。

この関係で、商品開発についてのこれで上限が50万円という補助金でしたけれども、それを倍にしまして、100万円まで認めると。そういった

中で、インパクトのある商品を開発していきたいという考えでございます。
農政課分につきましては以上でございます。

議長 ありがとうございます。
次に、矢島耕地林務課長、お願いします。

矢島（耕地林務課） それでは、耕地林務課の關係をご説明いたします。

まず、2番の推進施策の（2）番、森林整備の推進と地域材の有効活用の促進ということで掲げてあります。

森林の多面的機能を発揮するために、整備・保全と並行して、今度は地域産材・間伐材の販路の拡大に取り組んで、この豊かな森林を次世代に引き継いでいこうということで考えてございます。

続いて、個別事業ですけれども、3番の2、カラマツ材販路拡大事業費ですが、206万円計上してございます。伐期を迎えたカラマツに高い付加価値をつけて、森林所有者と生産者の収益増加を図って、林業発展を目指すということで、来年度新規に個人住宅への補助金の創設を行います。20万円以上のカラマツ材を見えるところに使った場合に、1件当たり10万円補助しようということで、それについて200万円を新規に計上いたしました。

続いて、右のほうへ行きまして、大きな（4）番、その他事業なんですけれども、8番、松くい虫対策事業費ということで、トータルでは1億5,701万円を計上してございます。

松くい虫の被害が蔓延する中で、松枯れ被害の蔓延を防ぐために、伐倒駆除、薬剤散布及び更新伐等、いろいろな施策を組み合わせしながら、何とかこの松くい虫被害の蔓延を防いでいこうということで計上してございます。

続いて、9番、多面的機能、これは西部農林と一緒になんですけれども、多面的機能支払交付金事業費ということで、この事業は西部農林課分、来年度予算約2億6,000万円を予定してあります。平成29年度現在、対象面積約4,000ヘクタール、活動している組織は52組織です。

この事業は、農業・農村が有する国土保全、水源の涵養、景観形成等多面的機能の維持・増進を図るために、農業者等が共同して取り組む地域活動や地域資源の質的向上を図るための活動に対して支援をするものです。

以上で耕地林務課分の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。
続いて、西部農林課の石川課長、お願いします。

石川（西部農林課） それでは、西部農林課分をご説明いたします。

番号は3番になりますけれども、直接農業のほうに關係ございませんが、林道奈川安曇線、いわゆるスーパー林道といわれるB線ですけれども、こちらにある蛭窪トンネルの背面に空洞が確認されたことから、突発的な天

井崩落を防ぐために、その空洞にウレタンなどを注入して空洞を防ぐというような工事を実施するものでございます。これにつきましては、3年間の予定で工事を行う予定です。

次に、番号で言いますと6番になります。先ほどの農政課と同様、ブランド化事業に取り組んでおりまして、まずは奈川産食材ブランド化推進事業といたしまして、本年度は548万円の予算になってございます。昨年に比べまして89万円減となっておりますけれども、こちらは成分分析を昨年行いましたが、ことしは去年で終了ということで、成分分析は行わないために減になったものです。

内容につきましては、事業内容に書いてございますが、奈川産食材、主に奈川の在来ソバ、それからエゴマなどのブランド化を図り、奈川地域の地域振興を推進するものでございます。

昨年、品質を調査いたしましたところ、奈川の在来ソバですけれども、他産地のものに比べますと、たんぱく質の量が非常に豊富であるということで、これは高品質、たんぱく質が多いと高品質のソバと言われておりますので、他品種が大体13%程度のたんぱく質があり得る数値ですが、奈川地区のものは18.5ということで、非常に上質なソバということが確認されましたので、いよいよ本年度はソバの生産拡大を図りながら、消費拡大に取り組むために、需要を開くPRをしていくというものでございます。

あと、エゴマに関しましても、非常に上質なエゴマということが確認されましたので、新しい商品の開発などをして、消費拡大に取り組んでいくというものでございます。

次に、7番になりますが、特産品ブランド化推進事業ということで、主に安曇、奈川地区の伝統野菜を中心にブランド化を進めまして、この奈川や、あるいは安曇に来ていただかなければ食べられない非常に貴重な品種であるということをしてPRして、ぜひ観光誘客にもつなげていきたいというものでございます。

具体的には、保平蕪や稲核菜、番所きゅうりというのは信州の伝統野菜に指定されておりますので、そのブランド価値を高めるとともに、ガニ豆という乗鞍高原特産の豆も非常に希少であるということがわかりましたので、その希少性を生かして、いろいろな食材を開発し、こちらのほうに来て食べていただくというような仕掛けをつくっていくものでございます。

具体的な事業内容としますと、おもてなし料理のメニューの提案とか、PRイベントなどを開催していくということで、昨年と同様53万円の予算となっております。

以上になりますけれども、ちょっと最後、個人的なことで申しわけございませんが、4月の人事異動で、この4月1日から文化振興課に異動になりますが、2年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

中村農政課長、それから矢島耕地林務課長、それから石川西部農林課長か

ら30年度の農林部の予算のポイントについて今、お話があったわけでありましたが、このことに対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

課長の皆様、本日は大変お忙しい中、農業委員会にご出席いただきまして、ありがとうございました。

続きまして、報告事項3、平成29年度第4回農業経営改善計画の審査結果について、農政課の説明をお願いいたします。

大塚（農政課）

それでは、報告事項3ということで、12ページ、13ページをごらんいただきたいと思います。

農政課、大塚と申します。

平成29年度第4回農業経営改善計画の審査結果について。

本年度第4回、最終になりますけれども、農業経営改善計画の審査結果について報告をするものでございます。

制度の概要は、根拠法令、農業経営基盤強化促進法並びに同法施行規則に基づき、松本市長が認定するものです。

認定基準は、こちらに記載のとおりとなっております。

今回の農業経営改善計画認定者になりますが、新規は14件、そのうち、こちらに記載のとおり、島立の濱さん、和田の百瀬さん、9番、関さん、今井の関さん、10番、今井の大瀧さんにつきましては、2月15日に行われました家族経営協定の合同調印式にて協定を結ばれまして、今回共同申請の申請となっております。

再認定につきましても、同じく14件、こちら認定をされておまして、全28件につきましては、3月16日に行われました第4回農業支援センター経営改善指導班会議において全件が承認されたものをご報告いたします。

以上です。

議 長

ただいまの説明につきまして質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

次に、報告事項 4、青年等就農計画認定事務の変更について、農政課の説明をお願いいたします。

岩垂主事。

岩垂（農政課） 農政課担い手担当、岩垂と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、着座にて失礼させていただきます。

報告事項 4、青年等就農計画の認定事務の変更につきまして説明いたします。

青年等就農計画の認定事務については、国のガイドラインに基づき、審査方法の簡素化及び認定期間の短縮が求められております。平成 29 年 1 月に認定農業者の認定事務の変更を行いました。本件も同様に変更を行うものになります。

3 の現在の認定方法のフロー図をごらんください。

青年等就農計画の認定については、市町村が実施するものとされ、第三者組織から客観的な立場から意見を求めることが適当とあります。

本市では、第三者機関である松本市農業支援センター指導班会議において意見聴取を実施し、農業委員会農業振興部会へ協議案件として提出をし、承認を得た上で認定農業者の認定を行ってまいりました。

今後の方法につきまして、(6) のフローをごらんください。

認定農業者の認定における意見聴取は指導班会議のみとし、農業委員会は認定者の地区及び氏名を報告します。

意見聴取方法は、指導班会議委員への資料送付で実施することとします。

また、農業委員の皆さんにおかれましては、認定後の農業次世代人材投資事業に係るサポート委員として、青年等就農計画達成に向けてご指導をお願いいたします。

今後の変更時期につきましては、平成 30 年 6 月開催の経営改善指導班会議より運営を予定しております。

最後に私ごとではございますが、4 月 1 日の人事異動をもちまして白板地区公民館へ異動となりました。3 年間新規就農の担当をいたしまして、委員の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございます。

以上になります。

議長 青年等就農計画の認定の事務の変更について、岩垂主事から今、話があったんでありますが、これに対しまして質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

それでは、最初に戻りまして、協議事項 1 から進めてまいります。

平成30年度松本市農業委員会業務計画について、事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐、お願いします。

板花局長補佐

それでは、資料の1ページから進めてまいります。

着座にて失礼をいたします。

協議事項1の平成30年度松本市農業委員会業務計画についてご説明を申し上げます。

30年度は、新体制への移行がありまして、細部については読めない部分がかかなり多いわけでございます。したがって、大方針としてご理解をいただければと思います。

文章ばかりで大変恐縮ではございますが、おつき合いいただければと思います。

考え方として、やはり制度の転換点でございますので、例年にとらわれず、かなり踏み込んで中身については見直したつもりでございますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

それでは、2ページ以降になります。

この案につきましては、第1が基本方針、導入部でございます。それから、第2が業務の展開というふうに組み立てました。第2部の業務の展開については、まず1番の組織の活性化と効率的な運営、それから2番が4ページからでございますが、個別業務の実施という形で組み立っております。

まず、第1の業務方針でございます。

こちら、リード文になりますけれども、系統組織である県農業会議の業務計画なども参考に、この文章はつくってございます。

1行目から10行目につきましては、国内外の農業情勢の説明をしております。一般的に言われていることではございますが、担い手の高齢化とか、耕作放棄地の問題ですとか、外国との関係でいきますと、日欧EPAの関係、それからTPP11の関係、こんなことに触れておりますし、政府の動き、農業競争力強化プロジェクト等の今国会提出の動きにも触れております。

11行目以降については、松本市農業委員会の基本的なスタンスということでまとめました。つまり、松本市農業委員会では、このような情勢を踏まえまして、活動をさらに強化、農地法など関係法令の適正な運用を基本に、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、多様な担い手の育成・確保に努め、農業振興並びに農村の活力向上に取り組んでいくと。

また、農業者の公的代表組織として地域の実態把握に努め、関係機関、団体との連携を深めながら農政活動を展開、そしていよいよ、8月に迫った新体制への円滑な移行、事務の適正な執行に努めるということでございます。

第2、業務の展開でございます。

組織の活性化、効率的な運営という中で、(1)は各種会議の開催という

こととさせていただきます。会議については、一通りここで触れております。

アの部分、しっかり位置づけさせていただきますけれども、総会（協議会）前の予備協議ということで、地区ごとにしっかりと中身について議案書等をもとに目を通していただいて、予備協議のもと、今度新体制になりますと、農業委員が総会に出てくるということでございますので、地区の意見を集約の上、出てきていただくというふうな考え方でございます。

あと、イ、ウ、エ、オ、カ、キとありますけれども、旧体制で終わるもの、それから新体制移行後のもの等、いろいろと仕分けがございますが、ごらんのとおりでございます。

続きまして、3ページ、（2）研修機会の提供ということでございます。

委員と職員の適正な業務執行を図るため、各種研修会を企画、また系統機関の研修会にも積極的に参加ということでございまして、本農業委員会の研修会とすれば、新体制移行時、農業委員、推進委員着任時の全体研修会、それから農地パトロールを実施する前にしっかりと研修を行う。それから、先進地国内研修、1泊2日、11月予定でございます。あと、県の農業会議の研修会ということで、それぞれ計画がありますので、積極的に参加するというところでございます。

（3）委員会体制の充実ということで、こちらの考え方ですね。2月の委員協議会で新体制検討委員会に取りまとめた結果として協議をして、了承を得ておりますけれども、農業振興委員会というもの、それから情報研修委員会というものを設けるとということで、農業振興委員会は意見書を中心に検討すると。ただ、臨時的な事業として、30年度はまずは最適化指針の策定というところがございます。情報研修委員会は、農業委員会だより、こちらを核に据えまして、国内視察研修とかイベント等、どういうことをやるかということを含めて検討していただく委員会と、こういう位置づけでございます。

（4）ブロック活動の充実でございます。こちらも2月の委員協議会で協議させていただいた内容でございます。4つのブロックに再編するというところでございますが、これ、考え方ですが、地区の単独では実施しがたい活動、ブロックでまとまって協力したほうが効果的な事業、さらにブロックで共有できる課題等について、具体的な活動をするため、「1ブロック一活動」を展開したいということでございますが、押しつけはいたしません。ブロックの自主的な活動と位置づけて、押しつけはしないということで、できる範囲でという考え方でございます。

4ページへ行きまして、差し当たって30年度は、新体制移行が8月でございますので、30年度の次の31年度に向けた活動を検討していただければということで、それぞれのブロックでどのようなことをやるかというふうなことをご検討いただければという考えでございます。

4ページの2番、個別業務の実施ということでご説明を申し上げます。

（1）法令業務の適正な執行ということで、基本は農地法の3、4、5条の適正執行、あるいは基盤法の関係の公正かつ適正な執行ということが基本になります。ア、イ、ウ、エとあります。

それから、工の関係、農地所有適格法人からの事業状況の報告、要件等の確認、指導というようなことも含めて、法令業務の適正な執行ということとしていきます。

(2)、こちら、やはりこちら、法の改正で新たに位置づけたものですが、こちら、農業委員会法で義務化されてまいりました農地利用の最適化の推進ということで、このたび県下の農業委員会で4月からスタートしますけれども、組織決定もされました「地域農業を考え、農地利用の最適化を進める長野県運動」という運動と一緒に、歩調を合わせて取り組んでいくということで、この案の段階のものは1月の農業委員会でもご提示して、ご説明をして、ご検討をいただいたところでございます。

中身的には、ア、イ、ウ、エ、オと分かりますけれども、具体的なものとしては、まずアの遊休農地の発生防止・解消に向けた取り組みという中で、(ア)経常的な農地パトロールの実施ということで、経常的という中で、月1日、農地パトロール推進日を設定したいと。農業委員と推進委員が担当区域内の農地の状況を計画的に確認していただければと。例えば、今のところの考えですと、パトロールにちなんで、8日とか6日というような日に一斉農地パトロール推進日と位置づけまして、各委員が無理をしない程度に月1日ですが、都合のつく時間帯で都合のつく範囲内で担当区域の農地の状況を計画的に確認していただくと。全部確認しろということじゃなくて、自分が担当する区域の今月はここだけ見よう、来月はこっちを見ようというようなそんな形で結構ですので、一度に全部見るということじゃなくて、計画性を持って、最終的にその任期の中で全農地をくまなく確認できるような考え方で、そのぐらいの考え方でいいかと思えますけれども、とにかく担当区域の全農地は必ず任期期間中に必ず1回は見ていただくというふうな、その程度の考え方を持っていますけれども、月1回は確認しようということでございます。

(イ)については、利用状況調査、それから利用意向調査、これは今までやってきたものでございます。ただ、利用状況調査、本年度は新体制移行の関係が8月にありますので、やはり利用状況調査、7月、8月にやっているものを1カ月前倒ししたいと考えています。つまり6月、7月の2カ月で利用状況調査、昨年と同じような調査をやりたいという考えを持っております。

それから、(ウ)が山林化が著しい農地の非農地化ということでございます。

イとしまして、担い手への農地の集積・集約化に向けた取り組みということで、こちらはなかなか具体的にどうやって進めるかというのは、また新体制移行も含めた課題にはなってきますけれども、文章として書くと、こんなような形になるかなと。JAとの連携とか地域の集会、戸別訪問、その他の手段による農地の出し手情報の積極的な把握と収集と、文章で書けばこんなようなことになるんですが、なかなか言うは簡単なんです、行うはかたしということかとは思いますが、担い手農家とのマッチング、あるいは中間管理事業への誘導、土地改良事業との連携というふうな

ことが重要かということでございます。

ウとして、新規参入の促進に向けた取り組みということで、先ほど農政課、岩垂主事からもありましたが、農業委員さんの活動として、国の補助事業、農業次世代人材投資事業ですね、150万円の交付金、5年間にわたって新規参入者というような事業ですが、そこら辺の農地分野におけるサポート委員というところで、営農活動へ協力していただきたいなというところでございます。

5ページへ移りまして、(ウ)農地の遊休化を抑制し新規参入を促進する観点からの農地法の3条2項5号の下限面積(別段面積)の修正、そんなようなことは不断の見直しということでございますし、先ほど出てきた、工のところですが、指針の策定というのがまず出てきます。

それから、オとしまして、農地利用最適化交付金というようなことで、だんだん情勢が変化してまいりまして、国の締めつけも結構強くなってきているという中で、最適化交付金、何かいい形で活用できるかどうかというふうなことも、また課題として検討していかなければいけないという考えでございます。

(3)農政活動の推進ということで、こちら、意見書の関係が主になりますけれども、意見書は先月も協議させていただいたとおり、新体制移行の関係もでございます。30年度は1月提出、3月に懇談会実施という方向で行く予定でございます。

(4)農業振興活動の推進ということで、こちら、アのところは、毎年1月の総会で地域の自主性を踏まえた賃借料情報を提供しているということで、農業委員会で決定いただいた上で公表しているということでございます。

あと、イとかウとかあります。ウについては、NOSA I長野さんもお招きして、収入保険制度について勉強、先月ですか、したところでございます。

(5)農業者年金活動の推進というところで、本年度の目標も達成したところでございますが、有利な制度ということを理解しながら、さらに農業者の福祉向上のため、制度を普及拡大させたいということでございます。

6番目、情報活動の推進ということで、農業委員会活動の見える化の推進というようなこと、それから6ページに行きまして、広報体制を充実していきたいということで、一通りのことをリストアップして挙げております。

以上、大方針として、新体制移行も見据えた中で、ちょっと細かなところ、まだ示せない部分は多々ありますけれども、大まかな方針として、こんな活動を30年度はしていきたいということで計画案をご提示しましたので、よろしく願いいたします。

議 長

平成30年度の松本市農業委員会の業務計画について、今、板花補佐から説明があったわけでありますが、ただいまから質疑を行います。

発言のある方の挙手をお願いいたします。業務計画について。

[質問、意見なし]

議 長 ないようであります。
本件につきまして、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は了承をされました。
30年度につきましては、本業務計画を大方針として進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
続きまして、報告事項に移ります。
報告事項2、平成30年度の松本市一般会計予算（農業委員会関係）について、事務局の説明をお願いいたします。
小西補佐。

小西局長補佐 それでは、資料10ページ、平成30年度松本市一般会計予算（農業委員会関係）についてご説明いたします。
着座にて失礼いたします。
それでは、平成30年度松本市一般会計予算中、農業委員会関係予算について、その概要を報告いたします。
資料の2、予算の概要です。
農業委員会費は、前年比260万円の減で、3,520万円となっております。内容につきましては、昨年と比較いたしまして増減のあるものについて説明いたします。
まず、説明欄の1つ目の白丸、人件費ですが、233万円の減です。これは、来年度8月9日から新体制へ移行するに当たりまして、現在の農業委員の48人の体制から農業委員26名、推進委員18名の計44名に減少すること等によるものです。
次の白丸、農業委員会活動費ですが、全体で25万円の減です。内容ですが、黒ポツ、事務費等のすぐ下の報償費15万円の減です。これは、来年度新体制移行のため、今年度開催したシンポジウムは行わないこととし、講師等の謝礼の費用が減となったものです。また、新体制移行に伴いまして、委員候補者選考委員会委員報償費を新たに計上してあります。
その下の費用弁償は28万円の減ですが、これは先ほどの人件費と同様、新体制移行により委員数の減によるものです。
その下の旅費飛ばしまして、消耗品は18万円の増ですが、これは新体制移行後の新委員の手帳や業務必携等の臨時費用となっております。
下から2番目の印刷費6万円の増です。これは、ハイランド農協より、農業委員会だよりの配付数を今までの農家組合員のみから準組合員にも拡大して配付してほしいとの要望がありましたので、印刷部数をふやしたことによるものです。

一番下の借上料は、見積もりにより5万円の減となっております。

3つ目の白丸、農業者年金事務費ですが、全体で5万円の減です。これは、1つ目の黒ポツ、事務費等の報償費が実績により5万円の減となったものです。

続きまして、11ページに移ります。

1つ目の白丸、農業委員会事務局費は全体で3万円の減です。これは、2つ目の黒ポツ、委託料、これは議事録の作成委託料が実績により3万円の減となったものです。

続きまして、(2)の農業構造改善事業費は、前年比12万円の減で、181万円です。

白丸の農地銀行活動促進事業費、1つ目の黒ポツ、事務費の上から2番目、修繕料ですが、13万円の減です。これは、現在、農地地図情報のシステムのプリンターを廃棄しまして、新年度リースで新規導入し、保守契約のため、修繕料は皆減となっております。

その下の郵送料は2万円の減です。これは、遊休農地所有者等の利用意向調査の通知数が遊休農地の解消により減ってきたため、減となったためです。

一番下の借上料は3万円の増ですが、これは先ほど修繕料で説明いたしましたとおり、新規でプリンターのリースを5年契約で開始するもののリース料となっております。

その下の黒ポツ、委託料は増減なしです。農地流動化推進事業と保守管理で7万円の減、7万円の増と表示ありますけれども、これは大型インクジェットプリンターの保守費用を農地流動化事業から移しまして、タブレット型農地地図情報システムの保守管理と一緒にして、全体の予算としては増減はありません。

説明は以上です。

議長 平成30年度の松本市の農業委員会の関係の予算について、今、説明があったわけでありますが、このことに対しまして質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。
続きまして、報告事項5、平成29年度違反転用への適正な対応に係る実施報告について、事務局の説明をお願いいたします。
齋藤係長。

齋藤担当係長 それでは、15ページをお願いします。
本年度の違反転用の実績とございますか、報告をさせていただきます。

2番の実施状況でございます。

6月の委員協議会におきまして、今年度実施方針を確認したところでございます。

(2)番、7月から8月、利用状況調査、各地区で行っていただきまして、違反転用の現況、新規案件の把握もあわせて行っていただいたところでございます。

(3)番です。9月から12月でございます。是正指導の実施及び新規案件の調査を事務局を中心にさせていただきました。

(4)番、1から2月です。新規案件及び再指導が必要と判断した案件の確定、指導を検討しました。

(5)番、3月、是正通知の発送ということで、直接指導が困難な案件等につきまして、事務局から違反転用を是正してくださいという旨の通知を3月に入った早々で出しております。

もうすぐに事務局のほうへこういった形で是正するというような案件も多々ございます。きょうも何件か来ておりますので、引き続きこれは是正指導を行っていきたいと考えております。

3番の違反転用の推移でございます。

表をごらんください。全体、昨年度約3町歩で、今年度約3町歩ふえて6町歩というようなことで、約倍、今年度の調査でなったところでございます。

ページめくっていただくと、16ページに各地区の違反転用の状況を載せてございます。

表の 番、新規把握というところが今年度新たに違反転用ということで、こちらのほうで指定させていただいた3町歩でございますので、各地区それぞれご確認をしていただければと思います。

ページ戻ります。

5番の今後の予定でございます。

違反転用が解消されない案件につきましては、引き続き県と協力しながら、事務局中心に指導等対応を進めていきたいと考えております。

(2)番、本日、委員総会におきまして、本件について報告をさせていただきました。

ここに記載ないんですけれども、違反転用といいますが、それぞれ小さい農業用倉庫だとか、ハウスの中に入れてあるそういうものまでここに載せてはございません。そういうものを載せると、大変もうきりがいいわけでございます。ですので、あくまでもこちらへ違反転用ということで指定したのものについては、本当に悪質といいますが、大きく資材置き場にしているだとか、こちらの指導も全く聞いていただけないというようなものが主でございます。

ですので、各地区で例えば農業用ハウスに機械が入ったりだとか、小さい簡易なものがある場合については、特に違反転用じゃなくて、農業に必要なものということでこちらのほう判断しておりますが、農地法の手続によって何か申請なり許可を得る場合については、その簡易的なものも是正し

てもらうというようなことになりますので、その辺をもし聞かれたら、そのようなことで農家の方にお伝えしていただければと思います。

余り細かいことについては指導しませんが、農地法の手続を例えばとる場合については、是正していただきますというようなことでいいかと思しますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

議長 29年度の違反転用への適正な対応に係る実施報告について、今、齋藤係長から説明があったわけでありますが、このことに対しまして質問、意見ありましたら、お願いいたします。

柳澤委員。

柳澤委員 16ページにそれぞれ地区ごとの内容は示していただいておりますが、具体的な内容は各地区へはあれですか。明細といいますか、番地だの、その名義だの、そういうことは。

議長 齋藤係長。

齋藤担当係長 今現在、3月は事務局で個々に通知を出させていただきました。これでどういった経過、例えば是正計画書を出すようにということでお願いしていますので、今後全くもうその通知で動きがないような場合につきましては、また各地区の委員さんに現場だとか情報をおろしながら、一緒に是正の指導をしていきたいと思しますので、よろしくお願いします。

議長 いいですか。

柳澤委員 いろいろ具体的には……

齋藤担当係長 いろいろといいますか、今現在、ぱらぱらと窓口なりに来ているんです。ですので、来年度の利用状況調査前にもう一度整理して、各地区にお渡しできればなど考えています。

恐らく、今こちらのほうへ来ていただいている方は、本当に特に今後、例えば時間かかってもしきれいにしていただける方かと思えます。一番は、かなり前からやられている、ちょっと悪質と言っちゃいけないんですけども、お得意様のほうについては、今後ちょっとどういったことにしていくか、また各地区の状況といいますか、事情に応じて個々でやっていきたいと思しますので、よろしくお願いします。

議長 いいですか。

柳澤委員 はい。

議長 ほかはどうですか。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

次に、報告事項 6、平成 29 年度農業者年金の加入推進結果について、事務局の説明をお願いいたします。

小西補佐。

小西局長補佐 それでは、資料 17 ページ、報告事項 6、平成 29 年度農業者年金の加入推進結果について報告いたします。

着座にて失礼いたします。

11 月から 2 月までを加入推進強化期間と定めまして推進を図っていただきました農業者年金の加入推進結果について報告いたします。

昨年度から新規加入者後期 2 カ年運動として、目標を定めまして取り組んでまいりました。ことしはその 2 カ年目ということで、目標達成に向けて取り組んでいただきましたが、その結果についてご報告いたしますので、表をごらんください。

2 カ年運動の基金の定めた目標数は、表の上の太枠の中です。20 から 39 歳が 9 人、40 歳から 59 歳 8 人、計 17 人の目標に対しまして、20 から 39 歳の方は、昨年 6 人、ことし 6 人で計 12 人、40 歳から 59 歳の方は、昨年 9 人、ことし 4 人の 13 人で加入をいただきまして、合計で 25 人新規加入者となりました。おかげさまで目標よりも 8 人多く加入していただくことができました。また、本市独自の目標 22 人も達成することができました。

続きまして、次のページに地区別の表がありますので、おめくりください。

29 年度の実績ですが、里山辺地区 3 名、今井地区 3 名、梓川地区 3 名、波田地区 1 名、計 10 名の加入をいただきました。

皆様の推進活動のおかげで無事に目標を達成することができました。ご協力ありがとうございました。

以上です。

議長 ただいま年金の加入推進結果について報告があったわけではありますが、このことに対しまして質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

なお、皆様のおかげをもちまして、目標を上回る加入実績を得ることができました。委員各位のご努力に感謝を申し上げます。

農業者年金の加入推進につきましては、農業者に大変有利な制度になっておりますので、引き続き協力のほどお願いいたします。

先般、常設審議委員会で、長野県ももちろん目標をクリアいたしました。全国で第3位、推進結果だと。1位は北海道で、2位は、どういうわけだか知りませんが、長崎県が2位だと。3位が長野県というふうなことでございまして、非常に長野県の年金に対しまして、本当にそれぞれの委員の皆様が力を入れていただいているというふうなことでございまして、本部からお礼の言葉がございました。

次に、報告事項7でございますが、農業委員会だより、先ほど言いましたが、全国コンクールにおける入賞について、事務局の説明をお願いいたします。

小西補佐。

小西局長補佐

続きまして、資料19ページ、報告事項7、「農業委員会だより」全国コンクールにおける入賞についてでございます。

着座にて失礼します。

先ほど会長からのお話がありまして、全国農業会議所会長から第24回「農業委員会だより」全国コンクール入賞決定並びに全国表彰式の開催について通知がありましたので、その対応について報告いたします。

2の入賞結果ですが、全国から36点の応募があった中で、その中で最優秀賞1点、優秀賞2点、全国農業新聞特別賞の6点の賞がございますけれども、そのうちの優秀賞をいただくことができました。

3の表彰式ですけれども、4月12日木曜日、午後1時から、東京の椿山荘で行われます。こちら、新聞のほうの表彰と一緒に行われる予定です。

4の通知及び開催要領は別添のとおりとなっておりますので、またごらんください。

5の表彰式の出席者ですが、農業委員会だより編集委員長、百瀬貞雄委員に出席していただくことといたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

今、事務局から説明がありましたように、優秀賞でございまして、全国2位ということで、4月12日に編集委員長の百瀬貞雄さんが表彰式に臨んでいただくというようなことでございます。

これに対しまして何か皆さんから意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知お

きいたきたいと思います。

農業委員会の業務を外に向かって発信することの重要性を改めて認識をしたところではありますが、編集委員を中心に、内容の充実した広報紙の編集に努めていただきました。その結果ということで、大変皆様に感謝を申し上げます。

なお、12日は、農業新聞の広報の表彰もございまして、先月来言われておりますように、古沢代理が個人で全国第1位ということでございまして、長野県は松本の頑張りによりまして、新潟を抜いて全国第1位でございますし、それから市では、それぞれの農業委員会といたしましては、部数は松本市のほうが上回っているわけではありますが、継続してとるというふうなことで、熊本が1位で松本が2位でございまして、本当に年金といい、それぞれ新聞といい、松本は農業委員の皆様本当に頑張っていたかまして、大変私も農業会議へ行って大きな顔をしていただけるわけでありまして、感謝申し上げます。

続いて、報告事項8、3月農業振興部会における懇談予定について、事務局の説明をお願いをします。

板花補佐。

板花局長補佐

24ページ、25ページをお開きください。

3月の農業振興部会、この後ですけれども、今月の懇談予定について報告をいたします。

10月以降、11月からですが、市長意見書の個別事項について、農林部と懇談を進めてまいりました。今月は、鳥獣害防止対策について取り上げることといたします。

懇談のポイントということで、別紙25ページのとおり整理をしましたので、これに基づき懇談をしたらどうかということでございます。

本日、先ほども出席されました西部農林課長さんと担当の係長といたしますが、補佐、ご出席ということでございます。

懇談に当たりまして、特別に確認したいこととか意見がありましたら、全体の中で意見をいただきたいということで、25ページ、懇談のポイントを3つ挙げてあります。これは市長意見書に基づいてポイントをつくったということでございます。

1番、捕獲対策の強化ということで、なかなか鳥については実績が上がらないという中で、この実績を上げるために、計画が絵にかいた計画で、実績が伴わないという中で、具体的にどうすればいいか。1つには、行政区域を超えた合同捕獲というようなことで、新聞情報では、山形と今井のほうで挟み撃ち作戦というようなことをやったということがありました。

それから、(2)農業者の自衛対策ということで、みずから対策をとることができるんですけれども、こういったことを農家のほうに情報発信して、積極的に周知に努めているのかどうかというふうなところですね。特に、集落等捕獲隊の設置については、梓川地区、古沢代理のおひざ元のほうでは、新たに集落等捕獲隊を立ち上げたというような話を聞いております。

こういったところのメリットが何かあるのかどうか、また財政的な支援がどんなものがあるかというふうなことをまた教えていただいたり、懇談していただければということでございます。

また、小型獣類ということで、アナグマとかハクビシンとか、そういったもの小型のものの被害がふえているということで、みずからこういった対策がとれるのか。

2番、防護対策の強化ということで、西部地区のサル対策というふうな話題が出ましたけれども、波田地区で何か具体的にその後動きがあったのかどうか。また、監視センサー導入、緩衝帯整備というふうなことで、西部地区のほうで取り組みつつあるというふうな話もあります。

(2)これも新聞情報ですけども、オレンジ色のハンターベストを農家に貸し出すと、鳥が逃げていくというふうなことがあるようでございます。こんな取り組みができるのかどうか。

それから、鷹匠というようなことで話題にはなりました。公設市場での試験とか、松本城でもやったというようなこともありました。こんなようなことが農業現場で適用できるのかどうかですね。

それから、3番目、生息環境対策というようなことで、信州スカイパークの樹木の整理要望というのは強く出してきたわけですが、大分整理されたというような話は、この間役員会の折に上條部会長から、結構木を切り出した、整理し出したというふうな話を聞きました。来年度に向けて予算化もされつつあるというふうなことを耕地林務課のほうから聞いておりますので、そこら辺の説明もきょうはあるのかなというふうに思っています。

以上、何か聞いてみたいようなことがあれば、そういったところも酌みまして、懇談会に反映させていきたいと考えております。

以上でございます。

議長 農業振興部会でこのことに対しまして懇談をするわけではありますが、農地部会の委員の皆様でこんなことを懇談でお願いしたいというふうな意見がありましたら、お願いしたいと思いますが、どうですかね。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。

一応、今、事務局で示したこんな内容で、1、2、3の内容で農振部会で懇談をしてもらうということでございますので、ご承知おきをいただきたいと思っております。

次に、報告事項9、2月定例部会の報告についてお願いいたします。

振興部会には議案がありませんでしたので、報告はありません。

上條農地部会長から報告をお願いいたします。

上條(陽)農地部会長 それでは、26ページをごらんください。

2月の定例農地部会の報告を申し上げます。

2月27日開催の農地部会において、議案22件につきましてそれぞれ慎重に審査を行った結果、いずれの案件も許可、承認または決定されました。その内容はそれぞれ記載してあるとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

また、農地法第4条及び第5条の許可、承認案件につきましては、2月20日に青木秀夫委員、また上條英一郎委員のお二人に、それぞれが現地を確認しておりますので、申し添えます。

以上説明申し上げまして、2月の定例農地部会の報告とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。

本件につきましては、ただいまの報告のとおりでありますので、ご承知をいただきたいと思っております。

次に、報告事項10、主要会務報告でございますが、資料27ページのとおりでありますので、ご参照をいただきたいと思っております。

以上で報告事項は終わりました。

その他の項目に入ります。

まず、農業改良普及センターからお願いいたします。

では、補佐、お願いします。

西嶋（松本農業改良普及センター） すみません、農業改良普及センターの西嶋でございます。お世話になります。

私のほうは、松本地域の発展方向というふうなものが頭にある資料でございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以前にも意見募集ということで、食と農業農村振興計画、第3期計画でございますけれども、30年から5カ年の計画ということでございます。全体像も出ておりますけれども、概要版が少しまだ間に合っておりませんので、松本地域の発展方向というか、松本地域の計画について、抜粋をさせていただきますまして持ってきたところでございます。

「めざす姿」としまして、ここにあります の次代へつなぐ松本農業、それから の消費者とつながる松本の食、 としまして、人と人がつながる松本の農村ということで、この 、 、 に基づいてといたしますか、それぞれ重点取り組みという内容で記載されておりますので、ごらんいただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

すみません、その次の5ページ目でございますけれども、先ごろ、3月8、9と全国の農業青年会議の大会がございまして、松本の伊藤勝基さんが関東甲信越ブロックの代表としまして出場をいたしまして、農業経営の土地利用型作物部門で最優秀賞（農林水産大臣賞）をいただきまして、その結果を3月19日に中島副知事へ受賞報告をしたというような内容でございます。

内容的には、グラジオラスを中心としました水稲複合経営の展開というようなことで、水稲とグラジオラスを組み合わせることで経営を発展させていこう

というような内容だということでございます。

それから、なお、その下のほうに小さいところでありますけれども、平成29年度の農山漁村女性活躍表彰ということで、農林水産大臣賞に長野市の方ですが、羽生田さんご夫妻が受賞されたというふうなことでございますけれども、内容的には、家族経営協定を結ばれて、一緒に経営発展のために取り組んでいるというような内容であったかというふうなことでございます。

すみません、その次でございますけれども、6ページ目ですが、最近、ちょっと前に出た注意喚起の文書でございますが、3月14日に出たものでございますが、農作業に起因します火災防止というようなことで、非常に野焼きで、これが延焼しましたというような火事が多かったり、昨年も松本の山辺で煙に巻き込まれた事故というようなことがございましたけれども、そういったことの注意喚起の文書でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、あとの7、8は気象表をつけてございます。まだ3月の中旬までというふうなことでございますので、先ごろの大雪の関係は反映されておりませんが、3月上旬かなり雨が多かったという、その前が全然降らなくて、急にまた降ったというような内容でありますし、大雪の関係もございまして、3月の下旬も大目な降水量となっております。

それから、3月の中旬から結構気温が上がっておりまして、桜も当初は平年並みの開花というふうな予想をされておったわけですが、松本でも4月4日だったかな。松本城は4月4日ぐらいの開花予想というふうなことで、平年よりも6日程度早い開花になる見込みと。これでまた暖かければ、さらに進んでくるのではないかなというふうなことが予想されております。

私のほうからは以上でございます。

それから、私ごとでございますけれども、このたびやっぱり県のほうの人事異動の内示が出されまして、県の関係、私どもの普及センターの関係は、22名の職員がいるわけがありますけれども、11名の異動というふうなことで、大規模な異動に、県全体では昨年よりは少ない異動だったんですが、私どもの事務所は少し大目な異動になっておりまして、私も上伊那の農業改良普及センターのほうに異動というふうなことで内示が出されました。3年間非常に皆様にはお世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

議長

ありがとうございました。

西嶋補佐さんからは大変ですね、いろいろと説明していただきまして、ありがとうございました。どうもありがとうございました。ご苦労さまです。次に、事務局からお願いします。

小西補佐。

小西局長補佐

本日、農業委員活動記録簿を追加で配付してありますので、また活用して

ください。もし足りなくなるようでしたら、お知らせいただければ、私、送りますので、ご連絡ください。

議長 そのほかに委員の皆さんから何かありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
以上で本日の予定の案件は全て終了いたしました。
ただいまをもちまして議長を退任をさせていただきます。ご協力どうもありがとうございました。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____

議事録署名人 16番 _____

議事録署名人 17番 _____

平成30年3月

農地部会議事録

松本市農業委員会

平成30年3月 松本市農業委員会 農地部会 議事録

- 1 日 時 平成30年3月27日(火)午後3時00分から午後4時35分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 19人 1番 森田 大樹
2番 青木 秀夫
3番 上條萬壽登
4番 赤羽 隆男
5番 上條 陽一
6番 上條英一郎
7番 塩原 忠
8番 太田 辰男
9番 柿澤 潔
10番 岡村 時則
11番 伊藤 修平
12番 上條 信
14番 菅野 訓芳
15番 上條信太郎
16番 小沢 和子
17番 古沢 明子
18番 柳澤 元吉
19番 丸山 敏郎
20番 赤羽 米子
- 4 欠席委員 1人 13番 百瀬 道雄
- 5 部会長挨拶 上條陽一農地部会長
- 6 会議の成立 農業委員会等に関する法律第22条第4項で準用する第21条第3項により成立
- 7 議長就任 松本市農業委員会部会規則第3条により上條陽一農地部会長が議長に就任
- 8 議事録署名委員の指名及び書記の任命
〔議事録署名委員〕 4番 赤羽 隆男 委員
6番 上條英一郎 委員
〔書記〕農業委員会事務局係長 齋藤 信幸
- 9 議 事

(1) 議案

- (ア) 農地法第3条の規定による許可申請許可の件
議案第178号～179号
- (イ) 農地法第4条の規定による許可申請承認の件
議案第180号～181号
- (ウ) 農地法第5条の規定による許可申請承認の件
議案第182号～185号
- (エ) 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
議案第186号～189号
- (オ) 農用地利用集積計画の決定の件
議案第190号～第192号
- (カ) 農用地利用配分計画案の承認の件
議案第193号

(2) 報告事項

- (ア) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- (イ) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- (ウ) 農地法第4条の規定による届出の件
- (エ) 農地法第5条の規定による届出の件

10	出席職員	農業委員会事務局	局長補佐	板花 賢治
		〃	係長	齋藤 信幸
		〃	主査	長田由紀子
		〃	〃	大内 直樹
		〃	技師	阪本 考司
		農林部農政課 担い手担当	主事	川嶋 遥
		〃 西部農林課農政担当	主査	上條 裕之

11 会議の概要

議長 それでは、早速議事に入ります。
議案番号第178号から179号の農地法第3条の規定による許可申請許可の件、2件につきまして上程いたします。
それでは、事務局から一括説明を求めます。
大内主査、お願いいたします。

大内主査 よろしく申し上げます。
それでは、議案書の2ページをごらんください。
農地法第3条の規定による許可申請の件です。
議案番号第178号、和田にお住まいの さんが所有します和田
、地目、台帳・田、現況・畑、1筆、36平米を同じく和田に
お住まいの さんが農地保全のため、売買により許可後、所有権移
転をするものです。

続きまして、議案番号第179号、波田にお住まいの さんが所有
します波田 - 、地目、台帳、現況とも田、1筆、3,470平
米を島内の さんが農業経営規模拡大のため、売買
により許可後、所有権移転をするものです。

これらの件につきましては、許可要件を全て満たしていることもあわせて
申し上げます。

以上2件です。よろしく申し上げます。

議 長 それでは、まず最初に議案番号178号でございますが、地元の委員さん
の意件ということでございますので、和田でございます。赤羽代理のほう
からお願いいたします。

赤羽(隆)委員 これ、 さんの畑というか、田んぼが畑になっているわけですが、
36平米、これは県道わきなんですけれども、県道をつくったときに分断
されて、残地が残りました。その後には歩道をつくると言って、また削られ
て、残ったのが36平米で、これが さんの田んぼの地続きであります
んで、ほかの人が使うにも、これ、機械入れないところなんで、 さん
に買ってもらうしかないのかなという場所ですんで、仕方ないかなと思
いますんで、よろしく申し上げます。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありました
らお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第178号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の
挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ということで、承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして議案番号第179号でございます。波田ございま
す。森田委員さん、地元のご意見をお願いいたします。

森田委員 今、所有者が さんなんですけれども、現在も さんで耕作し
ておまして、波田内でも多く借りてつくっておまして、別に問題はな
いかと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありました
らお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第179号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の
挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件も原案どおり許可するものと決定いたします。
それでは、続きまして議案番号第180号から181号、農地法第4条の
規定による許可申請承認の件、2件についてそれぞれ上程いたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
阪本技師、お願いいたします。

阪本技師 それでは、議案書の3ページをお願いします。
農地法第4条の規定による許可申請承認の件でございます。
議案番号第180号、梓川にお住まいの さんが梓川 倭
、地目、台帳、現況ともに田、179平米、1筆に農家住宅の敷地拡張
をする申請です。経営者は さん、経営面積は5万5,716平米
です。都計法省令第60条証明申請中です。既存の敷地面積は899.1
5平米です。なお、隣接する敷地と一体利用しまして、総面積は1,07
8.15平米です。農振除外を平成29年7月31日に行っております。
農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農地に該当します
ので、第1種農地と判断しました。立地基準については、農地法施行規則
35条の5項、既存施設の拡張で、敷地面積が既存敷地面積の2分の1を
超えないものに該当しますので、問題ないと考えます。
続きまして、議案番号第181号、波田にお住まいの さんが波田
、地目、台帳、現況ともに畑、684平米、1筆に農家住宅
を新築する申請です。経営者は さん、経営面積は3万9,319
平米です。都計法省令第60条証明申請中です。白地の農地です。農地区
分につきましては、松本市立病院と真関歯科医院から500メートル以内
に位置しており、上下水道埋設道路であり、第3種農地となるため、原則
許可となります。
なお、各案件につきましては、転用目的を達成するための確実性や周辺の
営農に支障を及ぼすおそれがないことなど、一般基準の各要件を満たして
いると判断しております。
以上、2件、2筆、863平米になります。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議案番号第180号でございますが、梓川でございますので、
古沢代理のほうから、地元の意見をお願いいたします。

古沢委員 さんのこの今度建てる場所なんですが、道路を挟みまして があ

ります。そのちょうど反対側なんです、それで建てる場所はずっと家の奥のほうで、ちょっと一段高くなった田んぼがあるその下側です。ビニールハウスが奥の続きにあるんですが、そのところは建物を建ててから農機具を動かすということで、そこは今、ちょっとコンバインなんかは外に出してしまうと雨ざらしになるので、しばらく置いておくというような形になっておりました。ここに建てても何ら問題はないと思って見てまいりましたので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、続きまして現地調査をしていただきました委員さんの意見を
願いますということで、今回は塩原忠委員と、それから太田辰男委員の
お二人でございますが、どちらか。塩原委員さん、お願いいたします。

塩原委員 これ、住宅の宅地のすぐ横で、ほかの農地には影響を与えないようなので、
許可してもいいと思います。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありました
ら、お願いいたします。
はい、どうぞ。

上條（英）委員 さんのご住所が、申請地と大分飛んでいるように見えるんだけど、
隣ということで良いですか。

阪本技師 間違っはございません。隣になっております。

議長 いいですか。

上條（英）委員 はい。

議長 それでは、ほかにございましたら。

[質問、意見なし]

議長 それでは、集約したいと思います。
本件につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願い
いたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして議案番号 181号でございますが、波田ございま
す。森田委員さん、地元の意見をお願いいたします。

森田委員 説明にもありましたように、今の市立病院の西側のほうにありまして、それからまだ西のほうへ1キロぐらい上がったところです。周りは大体住宅に囲まれているところでして、今は写真のようにブルーベリーが植わって、半分ばか手前のほうは伐採してありましたけれども、まだ奥のほうはブルーベリーの木がありましたけれども、別に何ら問題はないかと思しますので、よろしくをお願いします。

議長 それでは、他の委員のさんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。
はい、どうぞ。

青木委員 すみません、これ、 さんの住所、 に住んでいらっしゃるんですよね。

森田委員 はい、これが実家があるところで、申請地へ移るということです。

青木委員 移るということですね。

森田委員 はい。

青木委員 そうですか。あるのにどうして建てる。そんな、いいのかなと思ったんですが。

森田委員 そうですね。これ、ちょっと山手の場所で不便なところなので。

青木委員 わかりました。

議長 いいですか。

青木委員 はい。

議長 それでは、ほかにございましたら。

[質問、意見なし]

議長 ないようでございますので、、、すいませんとばしてしまいました現地調査をしていただきました委員さん、では、太田委員さんお願いします。すいません。

太田委員 周りが住宅で、病院の近くで、第3種農地ということで、問題はないと思いました。
以上です。

議長 それでは、改めて、ほかにご意見がございましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第 181 号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして議案番号第 182 号から 185 号でございます。農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件、4 件につきまして上程いたします。
それでは、事務局から一括説明を求めます。
阪本技師、お願いいたします。

坂本技師 それでは、議案書の 4 ページをお願いします。
農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件でございます。
議案番号第 182 号、和田にお住まいの さんが所有します和田
- 、地目、台帳・田、現況・畑、450 平米、1 筆に寿北にお住まいの
さんと さんが農家住宅を新築する申請です。使用貸借権の設定を行います。都計法第 29 条許可申請中です。白地の農地です。農地区分につきましては、10 ヘクタール以上の一団の農地に該当しますので、第 1 種農地と判断しました。立地基準については、農地法施行規則第 33 条 4 項、集落接続に該当しますので、問題ないと考えます。
続きまして、議案番号第 183 号、寿北にお住まいの さんが所有します寿北 8 丁目
- 、地目、台帳・田、現況・畑、130 平米、1 筆外 1 筆、計 2 筆、416 平米に寿北にお住まいの さんが農家住宅を新築する申請です。使用貸借権の設定を行います。経営者は
さん、経営面積は 2,392 平米です。都計法省令第 60 条証明申請中です。白地の農地です。農地区分につきましては、10 ヘクタール以上の一団の農地に該当しますので、第 1 種農地と判断しました。立地基準については、農地法施行規則第 33 条 4 項、集落接続に該当しますので、問題ないと考えます。
続きまして、議案番号第 184 号、板場にお住まいの さんが所有します板場
- 、地目、台帳、現況ともに畑、560 平米、1 筆に小屋南にお住まいの さんが一般住宅を新築する申請です。使用貸借権の設定を行います。白地の農地です。農地区分につきましては、10 ヘクタール以上の一団の農地に該当しますので、第 1 種農地と判断しました。立地基準については、農地法施行規則第 33 条 4 項、集落接続に該当

しますので、問題ないと考えます。

続きまして、議案番号第185号、梓川にお住まいの さんが所有します梓川 〃、地目、台帳・田、現況・畑、248平米、1筆に塩尻市にお住まいの さんが一般住宅を新築する申請です。使用貸借権の設定を行います。都計法第29条許可申請中です。白地の農地です。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農地に該当しますので、第1種農地と判断しました。立地基準については、農地法施行規則第33条4項、集落接続に該当しますので、問題ないと考えます。

なお、各案件につきましては、転用目的を達成するための確実性や周辺の営農に支障を及ぼすおそれがないことなど、一般基準の各要件を満たしていると判断しております。

以上、4件、5筆、1,674平米になります。よろしく願いいたします。

議長 それでは、最初に議案番号第182号でございますので、和田でございます。赤羽代理から地元の意見をお願いいたします。

赤羽(隆)委員 これ、写真は南東方向に撮っていますけれども、 さんのうちが、その左側に写っているのが さんのうちです。それから、右側は隣のうち、それからこっちのほうにあるのは道路。これは市道ですね。その右側には住宅がある。周り住宅がある中の田んぼということです、その田んぼ1枚を分筆して、道路側の西側にうちを建てて、東側に畑とか田んぼが残るんですけども、これは自分で耕作するというので、現況は、去年麦を作付して、秋耕作して、ロータリーをかけた状態で今なっていますんで、現況はそんな状況です。ここにうちを建てても、別に周りには影響はありませんから、問題ないと思いますんで、よろしく願いいたします。

議長 それでは、現地調査をしていただきました委員さんのお二人、塩原委員さん。

塩原委員 住宅と道路に囲まれた本当、ぼつんとした農地なので、問題はないと思います。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第182号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
続きまして、議案番号第183号でございます。寿でございますので、上
條萬壽登委員さん、地元の意見をお願いいたします。

上條(萬)委員 中山霊園からずっと寿のほうへ下ってきたところで、現状は大豆の収穫し
た後になっていきますけれども、本人は相続して、多分農地は本人が耕作し
ているんですが、実家のほうはお兄さんが住んでいるものですから、こっ
ちへ出て農家をやりたい、こういうことであります、この周りには、自分
の田んぼと住宅があるところで、うちが建たっても問題はないかなという
ふうに見ていきますので、お願いをしたいと思います。
以上です。

議長 それでは、現地確認をしていただきました委員さん、お願いいたします。

太田委員 ここは、道沿いのところで、写真の左側の奥のほうにも家があって、そこ
に家が建っても問題はないと思うんで、仕方がないかなと思いました。
以上です。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありました
ら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。
本件につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いい
たします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
続きまして、議案番号第181号でございます。四賀の板場でございます。
伊藤委員さん、お願いいたします。

伊藤委員 場所は、県道明科線から西のほうへ上ったところです。この さんがお
父さんで、 さんが長男ということで、現在のお住まいが子供もできて、
手狭になったというようなことで、実家の近くへうちを建てたいというこ
とで、周りは全部 さんの土地ということでございますので、周りへの
影響等はないと思います。

ただ、傾斜、この写真だと分かりずらいですが、ちょっと傾斜地で、上に
写っているのが さんの新宅で、左側が、本宅があるんですが、
ちょっと基礎にお金がかかるんじゃないかなと、こんなようなところです。
よろしくお願いいたします。

議長　　それでは、続きまして現地調査をしていただきました委員さん、塩原委員さん、お願いいたします。

塩原委員　　これ、集落の中ですし、実家のせんぜ畑のようなところなんで、問題はないと思います。

議長　　それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長　　それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第184号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長　　全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして議案番号第185号でございます。梓川でございます。古沢代理のほうから地元の意見をお願いいたします。

古沢委員　　この場所は、奥に写っている2階建ての家がお父さんの住宅でございます。そのところを通過して、裏側、東側のほうへ出た部分が、今、赤いラインのところなんです。2方向が水路と道路に面した場所でありまして、今耕作している畑、その端の部分なので、住宅を建てても、何も場所的にも周辺にも影響を及ぼすことはないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長　　それでは、現地調査をしていただきました、太田委員さん、お願いいたします。

太田委員　　今、古沢代理のご説明のとおりで、水路と道路と実家に囲まれていますんで、周辺に影響も与えることなく、問題ないと思って見てまいりました。よろしく申し上げます。

議長　　それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長　　ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第185号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の

挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして議案番号第186号から189号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、4件につきまして上程いたします。
それでは、事務局から説明をお願いします。
大内主査、お願いいたします。

大内主査 お願いします。
それでは、議案書の5ページをごらんください。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件です。
議案番号第186号です。高宮中にお住まいの さんが高宮中
- 、地目、台帳、現況ともに畑、402.86平米外1筆、合計2筆、
1,049.86平米につきまして承認を受けるものです。
なお、 さんの相続税の納税猶予は平成26年6月6日から開始をしています。
続きまして、議案番号第187号です。島立にお住まいの さんが
島立 - 、地目、台帳、現況ともに田、3,190平米外1筆、合計
2筆、6,301平米につきまして承認を受けるものです。
なお、 さんの相続税の納税猶予は平成14年8月11日から開始をしています。
あわせて、この2筆の農地につきましては、特定貸付を行っています。特定貸付期間は平成28年7月1日から平成30年3月27日までです。
それでは、議案書の6ページをお願いします。
議案番号第188号です。水汲にお住まいの さんが岡田下岡田
- 、地目、台帳、現況ともに畑、372平米外4筆、合計5筆、
1,886平米につきまして承認を受けるものです。
なお、 さんの相続税の納税猶予は平成14年6月25日から開始をしています。
議案番号第189号です。惣社にお住まいの さんが惣社 -
、地目、台帳、現況ともに田、539平米外8筆、合計9筆、5,869.48平米につきまして承認を受けるものです。
なお、 さんの相続税の納税猶予は平成23年6月27日から開始をしています。
以上4件です。よろしくをお願いします。

議長 それでは、議案番号第186号につきまして、地元の委員さんの意見をお願いしますということでございますので、高宮でございます。青木委員さん、お願いいたします。

青木委員

さんのお宅ですが、この書類が届いたときは、ちょうど雪が降りまして、一面真っ白でございましたが、1日たっちゃったら解けちゃいまして、慌てて行って見に行ってきましたが、前回のときには、これ、畑、右側のほうの高宮中の - のほうが現況が畑になっていますが、たしかこれ、田んぼになっていたはずなんです。前回は田んぼで見て、今回も田んぼでございました、間違いなく。ということで、畑じゃなくて、現況は田んぼでございます。それから、左のほうは現況も台帳も畑のとおりで、きれいに耕作されていて、残っているのはネギ苗がきれいに生えておりました。また言うと笑われそうなんです。ちなみに松本一本ねぎの苗でございます。ということでございます。

以上です。

議長

それでは、現況が畑ではなく田んぼということです。

青木委員

前回は見たときも田んぼでたしかございましたので、間違いのないと思いますので、台帳違いかと思いますが、よろしくをお願いします。

議長

それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第186号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

全員賛成ということで、本件は原案どおり許可するものと決定いたします。
続きまして、議案番号第187号でございます。島立でございますので、上條信委員さん、地元の意見をお願いいたします。

上條信委員

現況の中では、2枚とも稲作が作付されておって、農業をやっているところで間違いありませんでした。

議長

それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第187号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の

挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり許可するものと決定いたします。
それでは、続きまして議案番号第188号でございます。岡田でございます。岡村委員さん、お願いいたします。

岡村委員 下岡田のこの畑は、女鳥羽中学校の南400メートルくらいなところにある場所です。今回、荒井委員さんと立ち会っているんですけども、わらを切り込んで耕作されておりました。野菜をつくっているということでもあります。

それから、この水汲のほうでございますが、ここも畑で、もう既にわらをすき込んで起こしてありました。いずれもネギをつくったり、野菜をつくったりということで管理されているようでございます。問題ないと思います。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第188号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして議案番号第189号でございます。これも、岡村委員さん、地元の意見をお願いいたします。

岡村委員 ここはややこしい場所です、 のすぐ真西あたりにあるところなんです。この さん、ブドウ農家で、当時4反歩ばかりのブドウをつくっていたんですが、今回半分の2反歩になっちゃったというわけでもあります。
内容は、この惣社、これは土地区画整理組合に提出済みということで、ここは道路になっちゃうみたいなんです。それから、 - 、
- 、これはブドウハウスがつくってありました。 - のほうは、やっぱり南北に6メートル道路があるということで、それで土地整理組合に提出されたということでもあります。それから、隣の右の のほうはブドウ園、ハウスが建たっておりました。 - も道路、 も道路、ということで半分になっちゃったということですが、今、区画整理中

でございます、そのすぐ西側は、その掘るところなのですが、昔の遺跡と言うんですか、それがあって、大規模に掘り起こしてありました。

ということで、今、ここに重機がたくさん入って、作業中であるわけですが、そういう場所でございますから、区画整理中ということで、はっきりとは私ども立ち会いできませんでした。でも、内容を聞き取りで荒井委員さんと立ち会ったんですけれども、とにかく半分になっちゃって気の毒なところでした。

議 長 今の説明によりますと、ちょっとあれですね。こういう場合はどんな報告をしていくのか。

はい、どうぞ。

大内主査 西村さんの説明によりますと、また換地ということで、ほかに農地を取得するという予定で、まだちょっと確定はされてないということで、そこでも農業をされるということで話は聞いています。

岡村委員 そうでうすね。ブドウを大分植えてありました、苗を。

議 長 そうすると、まだ明確にと言ってはおかしいが、不確定ということだね。はい、どうぞ。

長田主査 すみません、こちらにつきましては、さんと税務署ときちんと相談をするようにということで調整を図ってあります。実際には、この後、よくある土地区画整理と同じで、このもとの地番とを換地しますということで対応しまして、それが税務署のほうに土地区画整理組合を通して連絡が行って、それがまた今度の新しい納税猶予の対象農地となってくるかと思えますので、お願いいたします。

議 長 それじゃ、あれだね。税務署と調整をしているということだね。

長田主査 はい、問題ないです。

議 長 はい、わかりました。
ほかにご意見、質問等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 それでは、この件につきましても集約しておきたいと思えます。
それでは、議案番号第189号につきましても、原案どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ということで、原案どおり許可するものと決定いたします。

続きまして協議事項ということで、別冊の回収資料をごらんくださいということで、営農型太陽光発電施設等の下部の農地における農作物の状況報告の件について、事務局から説明をお願いします。長田主査、お願いいたします。

長田主査

そうしましたら、机の上に置かせていただきました、営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について、申請許可者でありますさんから報告がありましたので、こちらのほうを皆さんのほうにご提示したいと思います。

平成27年10月16日付の農地転用許可で受けました営農型発電設備の関係なんですけれども、今現在の状況は、上から3番目ですね。495平米、現在、育成中ということで、実際の作業内容が右側に書いてあります。

知見を有する者の所見ですけれども、近くを書く人がいないということで、実は内容的には不適切な形になりますので、ちょっと後で説明をさせていただきたいと思います。

おめくりいただきまして、追加でこちらのほうで任意の方式で3年間の営農状況報告を簡単に出していただきました。全体的に生育不良ということのご報告なんですけれども、一番下のところに考えられる原因と今後の対策ということであります。ちょっと字が読みにくいと思いますので、こちらのほうで読み上げさせていただきたいと思います。

認識不足で、イコールで、参考書のはと同じと思ひ、を導入してしまった。はと比べ株の分裂が悪く、草勢も弱く、繁殖力が弱いためと考えられる。

今後の対策として、枯死したわけではないので、じっくり構え、下部の大きくなるのを見据えて管理していく。幸い周囲のが繁茂し始めたので、あわせて生育を見守るということで報告をいただきました。

次のページがご本人が出した太陽光の状況です。10月の下旬ごろに撮ったものだということです。

次のページ、おめくりください。

事務局のほうで3回ほど撮らせていただきました。7月の分の日陰のところをじっくり見ていただくと、が生えているの、ちょっと見づらいと思いますので、大きいのを回しますが、コピーしたら、やっぱりきれいに写らなかったの、すみません。

今回、この場でお話をいただきたいところなんですけれども、この5ページのほうを見ていただきたいんですけれども、平成25年3月31日付で出された農水省の通知なんですけれども、この報告は、毎年というか、2月末日までに報告するものとするということで、この内容が適切であるかについて、必要な知見を有する者の確認を受けるものとする。

このイのところ、各農地において農作物の栽培が行われているが、その収

穫が行われていない場合には、その行われていない理由及び同じ生育段階にある農作物と比較した場合の生育状況について報告するということであるんですけども、先ほどあったように、生育状況がよくないということでの報告をいただいていると。

これに対して、先ほど知見を有する者が身近にいないということですので、農業委員会として確認をして、確かに生育がよくないねというふうに見るなら見るということが1点。

それから、今後のことについて、その他のところにあるんですけども、農業委員会は農地パトロール等の際に、営農型発電設備の設置に係る農地について、定期的に農作物の状況等を確認し、営農の適切な継続が確保されていないなど判断される場合には、必要な指導、助言を行うとともに、許可権者に報告するというのがありますので、この場で具体的にちょっとさんにどういう指導をしていくかということで提案をいただければいいかなというふうに思いますので、何かいい案等ありましたら、この場で挙げていただければと思いますので、お願いをいたします。

あと、6ページ以降なんですけれども、これは3年前、27年9月当初に出していただきました営農計画書になりますので、こちらのほうも参考にいただければと思います。

以上です。

議長

ちょっと今、写真、どの辺まで回っているのか。

この写真を見ても、確かに のようなものはあるにはあるけれども、あれだね。ちょっとイメージと違いますね。

はい、どうぞ。

古沢委員

私もこのソーラーパネルを設置されている場所を確認してまいりました。それで、そのときには、ちょうどソーラーパネルの と、が、私がこのようなものを持っていたもんですから、こういうことを調査する者だと思い、いろいろ聞きにこられました。

なぜと言ったら、きちんと管理されないので、有害鳥獣の遊び場になってしまう。それで、なおかつパネルの横がすごい荒地なんです。すごい雑木と草で、そこからヘビも出てくるし、動物がいっぱい出てきて、自分で のところで農作物をつくっているんですけども、 をつくろうが何をつくろうが、全てだめになってしまう。

こういうことはやっても許可をされるのか、営農でなく、まさに、売電目的ではなかったかっておっしゃいました。

それで、今後こういう案件も出てくると思うんですが、これも株があるから、将来これが収入につながるだろうって、このようなことを書かれているんですが、あれではとてもじゃないけれども、収入につながるのかという問題ではなくて、むしろ周辺の迷惑になっていくというような感じの場所です。

周りの方からもとても苦情がでている状態です。

議長　　これ、場所的には、畑の真ん中にぽこっとあるわけ。

古沢委員　　そうです。あそこはいい場所で、周辺には影響がないし、なおかつそういう　　をつくって、生産を上げて、販売につなげていくということもあつたし、そういうことならば、まあいいだろうと。当時はそういう考えもあつていいと思ったんですが、今、いろいろな場所から営農型のパネルの申請が出てきています。

それで、常任会議でも、このようなものが上げるんですが、先日のものも反対ということで、承認されませんでした。でも、書類ができていれば、そのときには通ってしまうので、農業委員で文句を言っても、書類さえできていれば通ってしまうっていう今の事務のやり方ですか、そういうことにも少しは問題があると思います。

ただ、周辺の迷惑を考えたら、こういうことも、将来的にはパネルの廃材の山になったりとか、そういうことも考えられるし、だめなものなら撤去させるという、こういうやり方もあつてもいいのではないかって思います。

それで、これをきちんと営農につなげて、収入を上げて、それでなおかつ生活をしていくという方でしたら、長い目で見るとということもあるんですが、これは近所の人の評判とか、その周りの人の意見もすごくて、私が行つたときも、いろいろ言われちゃって、何と答えてよいかという感じだつたんです。場所的にはいいと思うんですけども。

議長　　どうぞ。

長田主査　　今のお話であれば、やはり営農ということもあるので、きちんと下草の管理、こちらのほうをしていただきたいというふうな指導内容を出すということによろしいですかね。

古沢委員　　そうですね。もっと考え方を変えて、　　が伸びて邪魔にならないようにするとか、きちんとした管理をしていくような方向でやっていかないと、何でも設置してしまえば、これでよしという形になっていっては困ると思いますので、これから何年か猶予期間を設けて、きちんとやっていなかったら、処分をするとかって、そういうこともしていかないと、こういうことがこれからどんどん許可になっちゃうんではないかなって思いますから。

気の毒だから、続けていけばいいわじゃなくて、いけないものはいけないというふうにしていかないと、これからいろいろなものが出てくると思うんですね。高齢化によって、農地の維持管理ができないから、ソーラーパネルにかえて、下でやっていくかって、そういうことも今、考えていらっしゃる方もいると思います。ですから、こういうことも起きてくるかな。

それで、事前に今度は、前も申し上げましたけれども、こういうことを始める前に相談する部署を設けて、それできちんとその内容をもっと細かく突き詰めてから始めないと、設置してしまつたら、撤去にも、すごい費用がかかってしまうので、相談窓口みたいなものをつくって、書類ができて

いれば100%ではなくて、そんなような経過をたどっていったほうがよいのではないかと思います。

それと、私も地元において農地を見守っているわけなんですけど、今回の場合もそうですし、前回の の場合もそうですが、本人がやりたいと言うんだったら、まあいいだろうなんて少しは思ってしまっただけですけども、あのようなすばらしい土地の真ん中にソーラーパネルが建つのは、確かにいかななものかと言われれば、いかななものかと今になって思いました。

そういう一歩踏み出す時点で、もっと重く考えて、慎重にやっていくべきではないかなって反省でもありますし、今後そういうふうにしていっていただけたらいいかなと思いました。

以上です。

議長 周りから苦情が出てくるんじゃない、やっぱりこれは何とかしなくちゃいけないね。

古沢委員 そうなんです。

議長 私も、自分のうちへ植えたことあるけれども、なかなかつかないけど、誰か根つき方とか栽培方法を知っている人の意見があれば。

上條委員 山土。
山土でないため。

議長 それをすくって持ってこないと。

上條委員 自分で生まれたところの同じ土じゃないと繁殖しづらいようです。

古沢委員 自分で生まれ育ったところの土が一番好きで、その土を運んできて植えれば、確かにすごいらしいです、繁殖は。

議長 ああ、そうか。

上條委員 植物はみんな原生地特性と言って、遺伝子の中に全部それ持っているもので、それに合わせるというのは、そこに生えていたところのやつに合わせるという栽培をしないとだめだよな。

大体 のとれる場所は、こういう傾斜地が多いですね。水はけのいいところ、土手みたいなところ。

古沢委員 そうですね、聞いたことがあります。

菅野委員 これね、今後の対策のところを読むと、全く無責任だよな。

古沢委員 そうですね。

菅野委員 まるっきりこの文章を読んでみれば、何せなり行き任せで、電気だけ売っていけばいいって、こういう感じのする対策だね。これはまずいと思うよ。それなら全面を耕して、全部移植するとか、何かと言うなら、これは自然に待っていればいいわけ、これ。こんなもの、これはまるっきり無責任だよ。こういうのはもうちょっと指導していかないと。

古沢委員 うん。何も にこだわらなくても良いですよ。

議 長 なら見込みはあるなら。

議 長 はい。

長田主査 そうしましたら、指導内容としましては、 では現状の土では根づかないため、当初の予定の に戻して植えるべきと考えるとか、そういうような趣旨で出すということはどうですか。

議長委員 どうでしょうか。

古沢委員 例えば、追加事項として、撤去もあり得るということも本人にきちんと言わないと、このままただらやって、有害鳥獣のすみかになるようでは困るので、ちょっとそういうことも明記したほうがいいのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

長田主査 そうしましたら、次回の申請までにそういった改善が見られないようであれば、撤去を要請することもあり得るといようなことで。

菅野委員 あり得るじゃなくて、要請するでいいんじゃない。

長田主査 要請する。はい。わかりました。

上條委員 させるべきだよ、これ。許可のときの条件として、こういうふうにきちんと営農型でもって収益上げます、ほかには迷惑はかけませんというようにすることでやってあるわけなんだから。

議 長 やってあるわけだからね。

菅野委員 それができてない場合には、撤去してもらえない。それで農地に戻して、誰かへ貸すか、何か自分で耕作してもらおうということ。

議 長 それでは、そんなことを明記するかたちで。

ほかに何かございましたら。

[質問、意見なし]

議 長 それでは、今のような内容でもってやっていくということによろしゅうございましょうかね。
それでは、そういうことで、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、続きまして報告事項に入ります。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。
大内主査、お願いいたします。

大内主査 お願いいたします。
それでは、議案 7 ページからの報告事項です。
書類等全て完備しておりましたので、事務局長専決事項により処理しました。よろしく申し上げます。
7 ページから 10 ページにかけてですが、(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件、27 件でございます。11 ページから 13 ページ、(2) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の件、24 件です。14 ページ、(3) 農地法第 4 条の規定による届出受理の件、こちら 6 件です。15 ページから 16 ページ、(4) 農地法第 5 条の規定による届出受理の件、12 件でございます。
以上報告します。よろしく申し上げます。

議 長 それでは、ただいまの報告につきまして質問等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 それでは、ないようでございますので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおり了解いただいたと存じます。
それでは、しばらく休憩をとりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(休 憩)

議 長 それでは、議事を再開したいと思います。よろしく願いいたします。
それでは、続きまして議案書の別冊をごらんくださいということで、議案番号第 190 号から 192 号、農用地利用集積計画の決定の件、3 件につきまして上程いたします。
本件は、農業振興部会に内容審査を委託しておりますので、農地部会ではその審査報告により決定をするものでございます。

それでは、農業振興部会長より内容審査の報告をお願いいたします。

田中農業振興部会長 別冊の17ページをごらんください。

先ほど開催されました農業振興部会において、議案第190号、農用地利用集積計画の決定の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

一般分については、318筆、53万1,044平米で、内訳は、貸し付け159人、借り入れが82人でありました。円滑化事業分は、202筆、34万5,553平米で、内訳は、貸し付けが130人、借り入れが90人でありました。経営移譲は、15筆、1万6,742.9平米、利用権の移転は、2筆、8,382平米、所有権の移転は、9筆、2万3,959平米、第18条2項6号関係は、6筆、1万6,229平米、農地中間管理権の設定は、101筆、16万4,721平米。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく決定すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、農業振興部会長からの内容の審査の報告をいただきましたので、この報告に従って集約したいと思います。

議案番号第190号について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成でございますので、本件は原案どおり決定いたします。

それでは、続きまして議案番号第191号につきまして、農業振興部会長より内容審査の報告をお願いするわけでございますが、委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、森田委員には退場をお願いいたします。

(森田委員退席)

議長 それでは、農業振興部会長、お願いいたします。

田中農業振興部会長 別冊の18ページをごらんください。

続きまして、同じく農業振興部会において、議案第191号、農用地利用集積計画の決定の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

一般分については、4筆、1万529平米で、内訳は、貸し付けが3名、借り入れが1名でありました。円滑化事業分は、8筆、9,185平米で、内訳は、貸し付けが4名、借り入れが1名でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく決定すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、この報告に従って集約したいと思います。
議案番号第191号について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成でございますので、本件は原案どおり決定するものでございます。それでは、森田委員さん、入室してください。

(森田委員入室)

議長 それでは、続きまして議案番号第195号でございます。農業振興部会長より内容審査の報告をお願いするわけでございますが、先ほど同様、委員に関する案件がございますので、柳澤委員さんには退室をお願いいたします。

(柳澤委員退席)

議長 それでは、振興部会長、お願いいたします。

田中農業振興部会長 19ページをごらんください。

続きまして、農業振興部会において、議案第192号、農用地利用集積計画の決定の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

円滑化事業分は、1筆、3,559平米で、内訳は、貸し付けが2人、借り入れが1人でありました。

以上の件について、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく決定すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、この報告に従って集約いたします。
議案番号第192号について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり決定いたしました。
それでは、柳澤委員さん、お入りください。

(柳澤委員入室)

議長 それでは、続きまして議案番号第193号、農用地利用配分計画案の承認の件について上程いたします。
本件は農業振興部会に内容審査を委託してございますので、農地部会ではその審査報告により承認をするものでございます。
それでは、農業振興部会長より内容審査の報告をお願いいたします。

田中農業振興部会長 23ページをごらんください。

続きまして、同じく農業振興部会において、議案第193号、農用地利用配分計画案の承認の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

農用地利用配分については、104筆、16万9,634平米。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、この報告に従って集約したいと思います。
議案番号第193号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認いたします。
どうもありがとうございました。
続きまして、その他について、事務局から説明をお願いします。
阪本技師、お願いいたします。

阪本技師 それでは、その他の事項です。
来月の日程につきましてご確認をお願いしたいと思います。
来月の部会につきましては、4月27日金曜日、午後3時から、場所は第2委員会室です。
次回の農地転用の現地調査は、4月20日金曜日を予定しております。農地転用の現地調査の委員さんにつきましては、9番の柿澤潔委員さんと10番の岡村委員さんですが、ご予約いかがですか。

岡村委員 はい。

柿澤委員 すいません、だめですね。

阪本技師 次の伊藤さん、ご予約いかがですか。

伊藤委員 4月20日ね。はい。

柿澤委員 来月はまた調整させていただきたいと思いますが、申し訳ありません。

阪本技師 それでは、岡村委員さんと伊藤委員さん、お願いいたします。

議 長 次に、齋藤係長、お願いします。

齋藤係長 大変お疲れさまでございます。
先ほどの定例会でも4月からの人事異動の報告があったわけですが、人事異動に伴う4月からの事務局、特に許認可の関係の担当者が代わりますので、報告させていただきたいと思います。
まず農地法3条の関係と納税猶予の関係、今まで大内主査が担当させていただいたものを、4月より異動してきます高橋が大内の後任ということで行います。
次に、転用の関係ですけれども、新体制を見据えまして、新しいブロックの枠組みでの担当になってございます。大内主査につきましては、北東部と南部ブロックの地区担当になります。阪本技師につきましては、河西部と西部ブロックが担当になりますので、よろしく申し上げます。
あと、本日も開催されましたが、山林化検討委員会の関係でございます。来年度、6月に1回、案件があれば、最後の山林化検討委員会ということになるわけですけれども、来年度からは、山林、原野等、まず、非農地判断の係が行います。その後、毎年1回やっている非農地案件で上げるものと、定例会の協議にかけたるものに分けていくことになりますので、お願いします。
次に、農業開発公社を介したあっせんの関係につきましては、阪本技師が担当しますので、公社か阪本のほうへ相談をいただければいいと思います。
そんなことで、4月以降も引続きよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
最後に、長田主査から退任のあいさつをいただければと思います。

長田主査 すみません、3年間お世話になりました。農地部会の皆さんとには特に、ご迷惑をかけながらも、大変楽しくやらせていただきました。
大変感謝しております、ありがとうございました。

4月からは、健康づくり課ということで、この中の皆さんも、多いであろう、たばこをお吸いになられる方の敵、受動喫煙防止対策の担当になります。

農業者、委員の皆さんも、ぜひこれを機会に、分煙じゃなくて、禁煙か、もしくは減煙ぐらいな方向で考えてもらえればいいかと思います。

また、健康づくり課の何か企画があるときには、私、スタッフでうるちよろしているかと思しますので、ぜひご参加いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

3年間本当にありがとうございました。（拍手）

議 長

ありがとうございました。

せっかくの機会ですので、何かどんなことでもいいですから、皆さんからご意見ありましたらお願いします。

はい、どうぞ。

岡村委員

どんなことでもと言うから、ちょっとお知らせしておきます。

私ども、北のほうの山が松枯れでほとんど丸坊主のはげ山になっちゃいました。それで、残された木は、周りにもう並んでいないもんだから、木が倒れるようになってしまっております。山へ入るときは、特に松の木の斜めになっているところは入らないようにしたほうがいいと思います。風が強いときは、それが折れて倒れてきます。だから、私たちも今、早く対応して、切るなり、倒すなりということをやっているんですけども、間に合っておりません。ですから、山へ入るときは、くれぐれも無理して風の吹いているときは入らないと、こういうぐあいにしていただいたほうがいいと思います。

議 長

あそこの山は茶色になっているもんね。

青木委員

ちょっと教えてほしいですが。

議 長

はい。

青木委員

今、松の話が出たんですが、松が枯れてきたのは、うちも赤松と黒松に分けて、赤松がやられると思ったら、黒松が少し枯れてきているけれども、黒松もやられますか。

岡村委員

やられます。

青木委員

大事にした黒松が。泣けそう。もうあれ、枯れてきちゃったらもう終わりなんだよね。

岡村委員

ヤニが出てくるようなら、まだ助かるようですけども。

平成30年3月

農業振興部会議事録

松本市農業委員会

平成30年3月 松本市農業委員会 農業振興部会 議事録

- 1 日 時 平成30年3月27日(火)午後3時2分から午後4時9分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 26人
- | | | |
|-----|-----|----|
| 1番 | 田中 | 悦郎 |
| 2番 | 萩原 | 良治 |
| 3番 | 三村 | 和弘 |
| 4番 | 荒井 | 和久 |
| 5番 | 伊藤 | 素章 |
| 6番 | 竹島 | 敏博 |
| 7番 | 百瀬 | 芳彦 |
| 8番 | 波場 | 秀樹 |
| 9番 | 窪田 | 英明 |
| 10番 | 前田 | 隆之 |
| 12番 | 忠地 | 義光 |
| 13番 | 橋本 | 実嗣 |
| 14番 | 百瀬 | 文彦 |
| 15番 | 上内 | 佳朋 |
| 16番 | 細田 | 範良 |
| 17番 | 百瀬 | 秀一 |
| 18番 | 竹内 | 益貴 |
| 19番 | 小林 | 弘也 |
| 20番 | 小松 | 誠一 |
| 22番 | 波多腰 | 哲郎 |
| 23番 | 河野 | 徹 |
| 24番 | 百瀬 | 貞雄 |
| 25番 | 中島 | 孝子 |
| 26番 | 金子 | 文彦 |
| 27番 | 波田野 | 裕男 |
| 28番 | 北川 | 和宏 |
- 4 欠席委員 2人
- | | | |
|-----|----|----|
| 11番 | 丸山 | 寛実 |
| 21番 | 三村 | 晴夫 |
- 5 部会長挨拶 田中農業振興部会長
- 6 会議の成立 農業委員会等に関する法律第21条3により成立
- 7 議長就任 松本市農業委員会部会規則第3条により田中農業振興部会長が議長に就任

8 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 15番 上内 佳朋 委員
16番 細田 範良 委員
〔書記〕青柳主事

9 「松本市農業施策に関する意見書」に係る意見交換

10 議 案

議案第194号 平成29年第4回青年等就農計画の承認について

11 協議事項

- (1) 農用地利用集積計画の事前内容審査について
- (2) 農用地利用配分計画案の事前内容審査について

12 その他

13 出席職員	農業委員会事務局	局長補佐	板花 賢治
	〃	主 事	青柳 和幸
	農 政 課	主 事	岩垂 宏直
	〃	主 事	川嶋 遥
	耕地林務課	課長補佐	青木 稔
	西部農林課	課 長	石川 善啓
	〃	課長補佐	春宮 充宏
	〃	主 査	上條 裕之

14 会議の概要

議 長

議事に入りますが、順番を変えさせていただきます。

まず、松本市農業施策に関する意見書についての意見交換ということで、前段の定例会でもありましたとおり、有害鳥関係を中心にそれぞれ担当の方、大変お忙しい中見えていらっしゃいますので、意見交換をして、その後利用集積計画の承認と行きたいと思います。

それでは、「松本市農業施策に関する意見書」に係る意見交換についてであります。

今月は、意見交換のテーマを「有害鳥鳥獣害防止対策」として、農林部の皆様と意見を交わしていきたいと思います。今回は、農林部の耕地林務課と西部林務課とそれぞれ課長、課長補佐にご出席をいただいております。

それではまず、議案の27ページに示されている懇談のポイントをごらんいただきたいと思います。耕地林務課からその後の取り組み等について情報提供をいただき、懇談を進めていきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

青木（耕地林務課）お世話になります。市役所の耕地林務課課長補佐をしております青木と申します。

本来であれば課長出席のところですが、本日、体調を崩しまして欠席となりますので、ご容赦いただきたいと思っております。

今、部会長からありましたけれども、議題に鳥獣の捕獲実績を上げる具体的な対策についてということまでいただいております。行政区域を超えた鳥類の合同捕獲の状況についてご説明させていただきたいと思っております。

昨年、山形村との合同捕獲を7月23日に実施いたしました。今まで行政区ごと、松本市だけで鳥類の捕獲を各猟友会各支部と協力して行っていると、隣の行政区、近隣の市町村に飛んで行ってしまっただけで逃がしてしまうということが多々あったため、山形村からも相談があり、松本市からもということで、今井と山形の合同で捕獲を実施しました。

同日に実施ということで、朝7時から実施しましたが、今井地区から11名、山形村から16名参加されました。ご存じの方いらっしゃればと思いますが、鎖川がありますと、そこから越えてきてしまうところが大きなネックでしたけれども、それが無事捕獲につながったことになりました。猟友会員の方は人数にも制限のある中、行政区を超えたというのが大きな捕獲実績につながったのかなと思っております。

このときの捕獲ですけれども、確認できたものでムクドリ40羽、カラス3羽、ヒヨドリ2羽、スズメ3羽、ドバト1羽の合計49羽となっております。今後、近隣市村と隣接するところがありますので、また猟友会または農業者の皆さんから声があれば、近隣で声をかけ合いながら、捕獲成績を上げていければと思っております。

続きまして、農業者の自衛対策に関する情報の周知ということでございますが、集落等捕獲隊の設置や運営に関するメリット、財政的な支援の紹介及び小型獣類による農業被害軽減策の周知の状況、今後の取り組み等ということでご説明をさせていただきたいと思っております。

捕獲隊に対するメリットということですが、今まで猟友会で捕獲等をお願いしていましたが、その捕獲隊、猟友会でわな等を使う場合に、わなの上限個数というのがあります。1人当たり30基という上限の中で、特にシカ等の場合にはくくりわなというものを利用するわけですが、そうしますと広域にわたる場合も多く、30基という上限数をフルに使いこなすことがなかなか難しいということ、またそれを設置しても、保護と管理という立場もありますので、その関係から、毎日見回るのは難しい。仮に捕まえても、埋却が主な処理の方法になるかと思っておりますが、猟友会さんから、それがネックだという意見をいただいております。それをどうするかということで、集落の皆さん、農業被害に遭われている方の協力を得ながら捕獲の成績を上げていくというのが捕獲隊の一番のメリットかと思っております。そうした中において、財政的な支援ですけれども、県から直接契約となりますけれども、見回りの費用ないし、対象とした獲物以外のもの、例えばカモシカがかかってしまった場合には文化財ということもあるので放獣しなければならないのですが、こちらに対しての費用に助成があ

るということでございます。また、捕獲隊で補助者として動いていただく方に関しても、当然労力または危険等も伴うということで、市から1人当たり2,000円ということで補助させていただいております。傷害保険で1,350円ほどかかりますので、実質手元に残るものは少ないですけれども、パトロールの支援等に使っていただければと思っております。

あと、捕獲方法の周知といいますが、そちらについてはですけども、小型獣類については許可申請が必要になりますが、わな免許は必要ありません。自分の事業地、例えば自分の畑や自分の屋敷ですとか、そういうところに近年多いのがハクビシンといった動物で、問い合わせ等も一番多いですけども、そちらについては、自分の事業地内は許可さえ上げていただければ、わなを仕掛けていただくことが可能です。ただ、そこで利用するおりの関係ですけども、ホームセンターで見ても、1基当たり7,000から8,000円で、躊躇してしまう場合もあるかと思いますが、相談いただければ、市である程度の数を貸し出し用で用意してございます。

ですので、農業委員さんとの懇談会の際にもありましたけれども、30年度におきましては、生産部会または農業委員さん、農協等も通じながら、そちらの周知を図り、おりの貸し出し等も積極的に行っていきたいと思っております。ぜひご協力をお願いできればと思っております。

議長

ありがとうございました。

それでは、1、2、3と個別で行きたいと思っております。その後、トータルで何かあれば伺いたいと思っております。今、青木補佐から概要と取り組み方のお話があったわけですけども、ここで、皆さんから現状とそれぞれご意見等があれば賜りたいと思っております。

捕獲隊が梓川で新しくできたというお話を聞きました。いろいろと捕獲隊はありますが、何か新しく取り組みされているとか、どういう経過と内容かをお願いできればと思っております。

春宮（西部農林課）西部農林課の春宮と申します。よろしくお願いたします。

新しく梓川地区で集落等捕獲隊が設置をされるということで、今、地区の進められているところでございますが、この懇談のポイントの2の防護対策の強化(1)に、監視センサーの導入や緩衝帯の整備に向けた状況、今後の取り組み等の部分が進められているものでございます。

監視センサーの導入についてどうかということで、県も含めて、上野町会の皆さんと話し合いを持つ中で、梓川地区は大型の防護さくを設置してありますけれども、そちらを越えて集落内に入ってくるサルについては、監視をするより捕獲をしたほうが良いということで、猟友会の方と協力をして行う集落等捕獲隊を結成して、サルの捕獲を進めていく方向となりました。上野町会の総会にかけて、そちらで了承されれば捕獲隊を結成していくということで、進められているところでございます。

規約、あと捕獲隊の志望者、それから捕獲隊の隊員についても、全て上野地区は整っておりますので、総会の了承をいただければ、捕獲隊としての

結成は進められる状況になってきております。

以上でございます。

議 長

春宮補佐、ありがとうございました。

それでは、現在捕獲隊があるところで問題、課題、これからどういうふう
にやったらいいかということも含めて、前田委員さん、何か鳥獣害対策とい
うことで、一言お願いします。

前田委員

ハクビシン、タヌキ、アナグマ、そういう小型の鳥獣も含めて、県から指
導をいただきまして、どういうところにわなをかけたらいいかというのを
教えていただきました。結構ハクビシンもわなにかかって、トマトの被害
とか、イチゴの被害とか、そういうものが大分なくなってきています。

それから、カモシカが結構わなにかかってしまいまして、去年は3回くら
いあったと思いますが、わなから放さないといけないんですね。カモシ
カは角が怖くて、物すごく鋭利なので、変なところに刺されれば死んでしま
う。それを放すのに非常に人数が要るので、それが大変です。

また、サルもよく出ますが、人がかからないようにわなの場所に赤いテー
プを下げてありますけど、そのテープがどうもサルがわかるのか、ほとん
ど捕れないです。それからシカ、イノシシ、クマがわなにかかります。

先ほど言ったみたいに、毎日見回りしまして、かかっていると朝、電話が
かかってくるんです。鳴った途端にもう嫌だな、と思う。要するに殺傷し
て、それで解体できるものは解体して、そういう処分をしないといけない。
それができる人はもう決まっています、ほかの人たちは殺傷なので嫌だ
と言ってやらないんです。なので、できる人がやむを得ずやっています。

公的機関から補助をいただいておりますが、それはすべて町会に入るよう
にしています。捕獲隊の手当は町会から出て、捕獲隊に出るそういう補助は、
全て町会のほうに入る、私の地区はそういうシステムになっています。

議 長

ハクビシンをはじめ、マニュアルがあれば捕るチャンスもあるし、確かに
耕地林務課でわなの貸し出しをしています。それで捕るにはどういう方
法があるのか、法律等のそういうマニュアルも含めて貸し出してもらえば
いいような気がしますけれども、それが果たしてどうか、また検討してみ
てください。

橋本委員、どうですか。奈川方面の現状は。

橋本委員

奈川地区は電気さくで囲っているところは、サルもイノシシも入らない。
その代わりにドバトが入ってきます。奈川はソバを、一所懸命やっていま
すけれども、ドバトが50羽、100羽くらいの群れで来ます。実入っ
ているところにくると、10羽で1合くらいは食べるので、大量にソバを食
べられてしまう。奈川は捕獲隊ができていないので、何とかハトの対策が
できればと思っていますけれども、皆さんに聞きたいと思います。

議 長 青木補佐、ハトはどうでしょうか。

青木（耕地林務課） ハトについては、下にありますけれども、鷹匠による害鳥の追い払いをやりましたけれども、確かにタカ等がいれば嫌がります。では、毎日鷹匠を呼んで、あらゆる農地でできるかということ、現実的に難しいかなと思います。ただ、市場でも、ただ追い払っても結局隣の畑へ行ってしまうと、農業の被害額の低減には全然つながらないわけですから、市場での追い払いのほうは駆除も並行してやっています。この機の半分くらいですかね。そのくらいのところにおりを一緒に設置しまして、そこで捕獲をしました。当時確認したとき、約130羽は確認しました。その中で、99羽捕まえて、市場の中にしつこく残ったのが7羽、あとは市場の外を様子見で飛んでいるという状況まで効果は確認できました。実際、鷹匠と、そういうおりが効果があれば、そちらも並行してやってみるのは必要かと思います。

カラス等は逆に被害を呼んでしまう可能性がありますけれども、ハトの場合、えさ場としてある程度来るようになれば、そういうおり等での捕獲実績にもつながる経過もあります。目標的には50%以上駆除効果が出ればいいと思っていたところ、実際、それだけの効果が出たということで、一考していただければと思います。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
青木補佐、そのおりは何かレンタルでありますか。

青木（耕地林務課） そのときのおりは業者をお願いして持ってきたいたいたものですが、非常に簡単なものでした。入り口から歩いて入るとぼんぼんぼんに行くんですが、おどかすと羽が広がって出てこれないような構造になっています。非常に簡単なものですので、実物を見ればホームセンターで網を買ってくれば作ることができそうです。もし必要であれば、そういう情報提供は業者さんと話をさせていただいて、試みていただければと思います。

議 長 そうすることで、青木補佐が窓口になってくれるようですので、もし何かあればそういうふうに話をしてください。
許可は要りますか。

青木（耕地林務課） 要ります。

議 長 すぐに出ますか。

青木（耕地林務課） 許可はすぐ出ます。

議 長 ありがとうございます。
それから、前田さんもおっしゃったように、引導を渡すところですね、嫌

なことではありますが、仕方がない。自分たちでやらないといけないというところではありますが、どうしょうないですか、青木補佐。

青木（耕地林務課）そうですね。止め刺しは確かに嫌な仕事で、十分理解できます。県の林務課から電気ショックで小型の獣類をしめるような機械を借りています。非常に簡単で、一瞬鳴き声はしますけれども、血を見ることはない。ただ、雄ジカなんかは大変で、2、3回やらないといけないですし、暴れるので苦労します。

また、県の林務課、鳥獣保護専門指導員という立場で新しい方が見えます。伊那から来られる方だったと思いますけれど、シカの産地のようなところですので、対策等も十分理解されているかと思います。その辺りの情報をいただきながら、皆さんからもいい知恵があればいただき、楽にしめられる方法といたしますか、獣類にも余り痛みを与えずに安楽死というところをできればと思っています。

議長 ありがとうございます。
はい、百瀬委員。

百瀬（貞）委員 オオカミの鳴き声が、シカやサルに非常に効果があるということを知ったのですが、スピーカーか何かで山の裾に流せると良いかとも思いますが、いかがでしょうか。それから、カラスがねぐらに戻ってくるのは、フクロウが天敵で、夜に襲われてはいけないので帰ってくる、そういう行動をとっているというのを知ったことがありますけれども、こういったものを利用することも考えてみたらどうかと思いますが。

議長 わかりました。フクロウやオオカミについては、青木補佐、何か学術的に効果があるか調べておいていただければと思います。

青木（耕地林務課）フクロウは夜行性で、カラスを襲うので効果がありますね。それから、ハクビシンがカラスを食べるのですが、町場から追い出された結果、安全な場所ということで町場のほうにカラスがおりてきてしまったというのは、聞いたことがあります。基本的には、すみかあれば、そこから追い払われて来ることなので、フクロウを飼えば、先ほどのハトですとか、カラスとかの対策にはなろうかと思いますが。ただ、フクロウやタカ等はなかなか飼育許可が難しい。この対策はそこが難しいところかと思いますが。

議長 ありがとうございます。
1番から3番まで、日ごろ感じていること等を一括してお聞きします。
忠地委員。

忠地委員 皆さんから、いろいろなお話、それぞれ苦慮していることを聞きましたが、奈川でもサルを捕獲するおりを、補助金をもらって設置したのですが、や

はりサルは利口なもので、入ったとしても集団では30全部が入らない。15くらい入って、残りの15がかたき討ちのつもりか、その農地や周辺は残すものがないくらい被害します。そして、また次に入ったときも、全部は入らない。3匹、4匹くらい入って、あとは逃げてしまう。捕獲用のおりでも限界があると、私は思います。

今は鉄砲を持っている猟友会も若い人は40代が1人いるかどうかで、あとは70代の方しかいない。今の70代の人たちが猟銃の免許を取ったのは、20代、30代から訓練して今に至ります。これからは西山で動物が、特にサルが増えてきて、それが町中に出ると農地などを荒らすと思います。それを捕獲するには、どうしても鉄砲が一番効果的だと思いますので、若い世代で猟銃免許を取るような、そういうことを農業委員会でも訴えていく必要があると思います。本当なら、これは政策的に進めていくことで、一般質問でも出ていますけれども、農業委員会でもそれを強く打ち出していただいて、猟銃免許取るためにもう少し補助金の交付をすとか、免許更新でも費用が要りますし、射撃訓練場に行かないといけないので、時間も取られますから、ある程度の支援をしてもらうような方策をぜひ考えていただきたい。今、消防団員は加入していると、企業では入札のときに総合評価ということで、点が与えられるようになっている。今、猟友会員が減ってきていますし、若い人、30代から資格を取れるようなこと、企業にお願いして、猟友会員なら総合評価にそれが反映できるくらいの大きいことを、松本市が全国に先駆けてやっていかないといけないと思います。また、そうした動きが新聞に出ると、大きいことだと思います。

そんなことで、ぜひそういう制度をつくっていただきたいということを、要望の中に入れていただければと思います。よろしくをお願いします。

議長 前田さん。

前田委員 今の話の続きですが、実は稲核で20代の人が続けて2人猟友会に入ってくれました。それともう一人、30になったかどうかわからないけれども、3人ほど若い人が入っています。こちら辺を何かの機会にうまく宣伝してもらいたいです。鳥獣害のことをやると、はっきりした目的を持って入っているのです。

そういう若い人たちに少しでも入ってもらうために、猟友会で1人更新するときは、思い切って3万円から4万円を補助すとか、そういう方策を打ち出した方が良くと思います。私も猟友会に入っていますが、入るのに4万円くらいかかる。私たちのところは、町会で全部出してくれますが、かなりお金がかかります。ですので、例えば、40代までの若い人が入ったら、そのときに幾ら、更新のときに幾らというような、何かそういう方向で出してもらえると、若い人たちが入るような方向性が出てきて、全国的にも注目されるということは確実だと思います。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

何しろ我々農業に携わる者としては、ネズミからハト、シカまで、厄介な存在ですので、それぞれ立場の中でいろいろ方策練らなきゃいけないと思いますが、最後に何かありますでしょうか。

[質問、意見なし]

議長 では、いろいろな話がありますけれども、継続してやっていくということで、この場はこれで閉じさせていただきます。
それぞれ石川課長、青木補佐、春宮補佐、お忙しい中ありがとうございました。また相談に乗ってください。
時間となりましたので、意見交換を終了させていただきます。
続きまして、議事に入ります。
初めに、議案第194号、平成29年度青年等就農計画の承認について、農政課から説明をお願いいたします。
岩垂主事。

岩垂（農政課） 農政課の担い手担当、岩垂でございます。よろしくお願いいたします。
では、着座にて失礼させていただきます。
平成29年度第4回青年等就農計画の承認につきまして説明させていただきます。
本年度第4回目青年等就農計画の承認について審議をお願いするものです。
認定基準につきましては、前回と変更等ありませんので、記載のとおりとなっております。
それでは、推薦者につきまして説明いたします。
整理番号1番、笹賀の〇〇〇〇さん、平成27年認定を受けまして、こちら、変更2回目になります。
2ページ目をごらんください。
目標とする営農類型は、露地花卉・野菜、水稻・大麦、施設花卉・野菜です。構想につきましては、法人化に向け、露地花卉、水稻・大麦栽培を中心に、施設野菜・花卉を取り入れ、通年雇用と冬季の農産物出荷が可能となる農業を目指すです。農業経営の規模に関する目標は、記載のとおりとなっております。目標年間所得、目標労働時間を満たしております。
以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、北川委員、何か補足はありますか。

北川委員 〇〇さんですが、30歳という若さでありまして、非常に熱心に農業に取り組んでおりますし、若いころは、この間、農業活性化推進大会のときに表彰されました〇〇〇〇さんのところで研修を受けてきた方で、笹賀の今、リーダーとしてやっていただいている方でありまして、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
プロジェクトで何か表彰を受けた人ですね。
ほかの委員の方で何か質問、意見等あったら、お願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長 それでは、集約したいと思います。
議案第194号、平成29年度第4回青年等就農計画の承認について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第194号は原案どおり決定いたします。
続きまして、協議事項に入ります。
初めに、協議事項1、農用地利用集積計画の事前内容審査についてですが、本件は総会において事前の内容審査を付託された議案第190号から議案第192号について審査を行うものです。
初めに、利用集積計画にのっている新規就農者について、事務局から説明をし、その後、農政課から一括して説明をお願いします。
それでは、新規就農者について事務局から説明をお願いいたします。
青柳主事。

青柳主事 お世話になります。農業委員会事務局の青柳です。
新規就農者について説明いたします。
では、議案26ページをお開きください。
今月ですけれども、議案内にあります新規就農者の方、2名いらっしゃいますので、それぞれご紹介いたします。
まず、整理番号1番、〇〇〇〇様になります。ご住所は里山辺、農地は梓川梓で借りる予定になっておりますので、お願いいたします。ご年齢は56歳、栽培予定品目につきましては、ブドウを予定ということになります。
また、農業従事予定人数1名ということで、ご本人のみとなりますのでお願いいたします。
就農の目的と経営志向につきましてですけれども、農産物出荷等を行う営農を予定しておりまして、あづみ農協等に出荷をする予定となっております。年間4,000キログラムを出荷予定で、収入見込みにつきましては400万円ということで新規就農届いただいておりますので、お願いいたします。
農業経験と技術習得につきましては、里山辺で2年半ブドウの栽培をされての就農ということになりますので、よろしく願いいたします。また、今後、規模拡大を目指す予定ですので、お願いします。

あと、こちらの新規就農につきましては、上内委員と三村和弘委員からそれぞれご署名をちょうだいしておりますので、そちらもあわせてご報告いたします。

議案につきましては、本日の議案、25ページの30番、こちら該当になりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号2番に入ります。○○○○○○○○○○○○○○○○○○になります。こちら、所在地は新村、農地につきましては、波田地区の農地を58アール借り入れ予定ということになりますので、お願いいたします。

該当する農地につきましては、和ナシの栽培を予定しておりますが、今後、利用権を設定した農地にスイカ、野菜等を作付する予定ということで、あわせて新規就農届で報告をいただいておりますので、ご承知おきいただければと存じます。

また、農業従事者予定人数15名となっておりますけれども、こちらは法人の役員14名及び農業従事者1名の計15名ということになりますので、よろしく願いいたします。

就農目的等につきましては、農産物出荷等を行うということで、出荷先はJAを予定しております。年間500万円の販売額を見込んでいるということですので、お願いいたします。

また、農業経験について、JAの指導員としてということで記載ありますけれども、先ほど構成員の中で1人だけ農業従事者となっている方がいる旨をお伝えしましたが、こちらの方がJAの果実部門の指導員をやられており、主に果樹栽培をするということでお話をちょうだいしております。

それから、トラクター、SS及び乗用モアにつきましては、法人で所有をしております。

議案につきましては15ページになります。こちらも下のほうですね。第18条2項6号関係分、こちらの3番から5番が該当となりますので、よろしく願いいたします。

新規就農についての説明は以上になります。

議 長

お疲れさまです。

酒向さんについて、上内委員、三村委員から何かありますか。

上内委員

私も本人とは初めて会いましたが、あづみ農協、車の関係で勤めながら、農業をやりたいということです。農業法人の下で2年間やったということで、本人はブドウをやろうという気がある人で、梓川でやるということで、最近では珍しいことですので、ぜひお願いいたします。

三村委員

私も面識はございませんでしたので、本人から話を聞きました。せっかくのやるという意思がありますので、農地を有効に使ってもらったほうがいいということで署名いたしました。よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

○○○○○○○○○○については新村で、署名農業委員は農地部会所属ですので補足は割愛します。

それでは、川嶋主事から引き続きお願いします。

川嶋（農政課） お疲れさまでございます。農政課の川嶋と申します。着座にて説明させていただきます。

今回集積計画の議案は3本に分かれておりますが、一括して説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、3ページをごらんください。

協議事項1、議案第190号、農用地利用集積計画の事前内容審査。

合計だけ読み上げますので、19ページをごらんください。

合計、一般分、筆数318筆、貸し付け159人、借り入れ82人、面積53万1,0447平米。

円滑化事業分、202筆、貸し付け130人、借り入れ90人、面積34万5,553平米。

経営移譲、15筆、貸し付け2人、借り入れ2人、面積1万6,742平米。

利用権の移転、2筆、貸し付け2人、借り入れ2人、面積8,382平米。

所有権の移転、9筆、貸し付け5人、借り入れ4人、面積2万3,959平米。

第18条2項6号関係、6筆、貸し付け5人、借り入れ2人、面積1万6,229平米。

農地中間管理権の設定、101筆、貸し付け55人、借り入れ1人、面積16万4,721平米。

合計、653筆、貸し付け358人、借り入れ183人、面積110万6,630平米。

当月の利用件設定全体のうち、認定農業者への集積、351筆、面積63万2,989平米、集積率は70.24%となっております。

続きまして、1枚めくって20ページをごらんください。

議案第191号、農用地利用集積計画の事前内容審査。

合計ですが、一般分、筆数4筆、貸し付け3人、借り入れ1人、面積1万529平米。

滑化事業分、筆数8筆、貸し付け4人、借り入れ1人、面積9,185平米。

合計ですが、筆数12筆、貸し付け7人、借り入れ、延べ人数になりますが2人、面積1万9,714平米。

○○○○さんは認定農業者ですので、認定農業者への集積は100%となっております。

続きまして、21ページをごらんください。

議案第192号、農用地利用集積計画の事前内容審査。

合計、円滑化事業分、筆数2筆、貸し付け2人、借り入れ1人、面積3,559平米、合計も同じ値となっております。

〇〇〇〇さんは認定農業者ですので、認定農業者への集積は100%となっております。

協議事項1については以上になります。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明について、地元の委員の方から補足等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、ほかの委員の方でこの案件についてご意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、集約したいと思います。
議案第190号について、原案どおり決定すべきものとして農地部に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、190号はただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。
続きまして、議案第191号について、原案どおり決定すべきものとして農地部に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、191号はただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。
続きまして、議案第192号について、原案どおり決定すべきものとして農地部に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、192号はただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。
続きまして、協議事項2、農用地利用配分計画案の事前内容審査についてですが、本件は総会において事前の内容審査を委託された議案第193号について審査を行うものです。

それでは、農政課から一括して説明をお願いいたします。
川嶋主事。

川嶋（農政課） 農政課の川嶋です。引き続きよろしくをお願いいたします。
着座にて説明させていただきます。
22ページをごらんください。
協議事項2、議案第193号、農用地利用配分計画案の事前内容審査。
合計だけ読み上げますので、25ページをごらんください。
合計、筆数104筆、貸し付け1人、借り入れ32人、面積16万9,634平米。
認定農業者への集積は97筆、14万9,548平米、集積率は88.16%となっております。
協議事項2については以上になります。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明について、地元の委員の方から補足がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ほかの委員の方でこの案件についてご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、集約したいと思います。
議案第193号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第193号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。
以上で議事を終了いたします。
その他で何かありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 本日の議題は全て終了いたしました。
これをもちまして議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

15 議長退任

16 閉 会 河野部会長代理

農業振興部会長

農業振興部会長

議事録署名人 15番

議事録署名人 16番
